

第14卷第2号  
2021年9月

# 新潟青陵学会誌

JOURNAL OF NIIGATA SEIRYO ACADEMIC SOCIETY

# 目 次

## 研究報告

三浦 修

- 福祉系大学における災害ソーシャルワークに関する  
授業科目のシラバス分析 ..... (1)

海老田 大五朗

- 「認知症鉄道事故裁判」に含まれる意味と記述 ..... (11)

## 資料

小久保 志乃 三浦 修 李 在愬 佐藤 貴洋 海老田 大五郎

田崎 基 古俣 健 小山 弓子 秋山 詩織

地域支援の展開に向けた社会福祉士の視点と役割に関する一考察

- 社会福祉士へのインタビューから - ..... (22)

2020年度新潟青陵学会定例総会 議事録 ..... (34)

新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程・様式 1～3 ..... (37)

# 福祉系大学における災害ソーシャルワークに 関する授業科目のシラバス分析

三浦 修

新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科

Analysis of syllabi with subjects on disaster social work at welfare  
universities

Osamu Miura

Department of Social Welfare, Faculty of Social Welfare and Psychology, Niigata Seiryo  
University.

## 要旨

福祉系大学で取り組まれている災害ソーシャルワークに関する教育の特徴を明らかにするために、Web上で公開されているシラバスに記載されている内容をテキストマイニングにより分析した。その結果、災害ソーシャルワークに関する科目では、東日本大震災など大規模災害を題材として災害という特殊な状況と特性を理解し、災害時に顕在化する被災者の生活課題と地域課題に対するソーシャルワークの専門性に基づく援助技術の修得が目標となっていた。また、教授法として、ボランティアなどの地域活動や学生同士のグループワークやプレゼンテーションなど主体的・対話的に取り組むアクティブラーニングの手法が取り入れられていた。このような災害ソーシャルワークの教育を通じて、講義科目、演習科目、実習科目の好循環を生み出すことができ、内省的思考による実践力の高いソーシャルワーカーの人材育成に貢献できる可能性が示唆された。

## キーワード

福祉系大学、災害ソーシャルワーク、シラバス分析、テキストマイニング

## Abstract

Text mining was used to analyze syllabus information posted online, to determine the characteristics of education related to disaster social work taught at welfare universities. The result revealed that subjects on disaster social work aimed to teach about the unique conditions and characteristics of disasters using past large-scale disasters such as the Great East Japan Earthquake as material and to teach assistance skills based on social work expertise to help to resolve the daily challenges of survivors and community challenges that emerge during a disaster. Teaching methods included volunteering and other community activities, group work with other students, and independent, dialogue-based active learning such as giving presentations. This type of disaster social work education can create a virtuous cycle of Lecture subjects, practice subjects, practical training subjects, and may be helpful for developing social workers with strong practical skills through reflective thinking.

## Key words

welfare universities, disaster social work, analysis of syllabi, text mining

## I 本研究の背景と目的

### 1. 災害時の社会福祉のあり方に関する研究の動向

「災害時の社会福祉のあり方について理論的に確立し、ソーシャルワーク教育の一環に含め、研究と教育の推進を図っていくべき」<sup>1)</sup>とする日本学術会議社会学委員会社会福祉学部会（2013）の提言から8年が経った。この間、日本社会福祉系学会連合の「災害福祉アーカイブ」<sup>2)</sup>に保存された論文は628本に上り、社会福祉における災害研究の蓄積を確認できる。とりわけ、東日本大震災（2011）以降に発表された論文の本数は急増している。このことは、未曾有の災害によって生じた被災地の多様な被災状況とその中で展開されるソーシャルワークなど福祉的な支援活動に関する事例が蓄積されたこと、そして、それらの事例を踏まえた研究により、あらためて「災害福祉」<sup>注1)</sup>を定義し、災害ソーシャルワークとしての理論化が社会福祉学における災害研究の目標となっていることを意味している。

東日本大震災（2011）以降の研究を概観すると、テーマとしては「災害時要援護者の被害状況と対応」、「災害時ソーシャルワークのあり方」、「コミュニティ再生」に大別できる。具体的には、災害ボランティア、災害時要援護者・災害弱者、仮設住宅支援、復興とコミュニティ形成支援、長期的な避難生活への支援等、個別的な課題への実践事例を取り扱った研究が多く見られる。すなわち、ソーシャルワーカーの活動や実践に関する調査・分析によるソーシャルワークの体系的な整理をもとに、災害時のソーシャルワークのあり方を検討し、今後の災害被災地における支援活動や実践の方法論・ロールモデルとして提示しようとする研究が多いことが特徴としてあげられる。本稿の筆者もこれまで福島県、熊本県など大規模災害被災地で活動するソーシャルワーカーの実践知に学ぶことを基調とした

調査研究を通じて、災害時のソーシャルワークに関する体系的な整理を試みてきた<sup>3)</sup>。このような社会福祉における災害研究の蓄積を踏まえ、ソーシャルワーカーが適切な災害支援を展開できるようになるために、ソーシャルワーク機能<sup>注2)</sup>を発揮できる人材の育成がソーシャルワーカー養成教育の今日的課題となっている。

これまでのソーシャルワーカー養成教育（現行の社会福祉士・精神保健福祉士養成課程、カリキュラム）では、災害に関する教育内容はなかったが、新たな養成課程における教育のねらいと教育に含むべき事項に「災害」の文言が含まれ、2021年度入学生から災害ソーシャルワークの教育が始まるようになった。しかしながら、新カリキュラムでは、単独の科目として災害ソーシャルワークを学ぶ機会は設けられず、平常時を想定しながら学んでいるソーシャルワークを災害時という特殊な状況のなかで応用できる力を習得させたいという意図から、新設科目である「地域福祉と包括的支援」などの指定科目を通して、分野横断的に災害を学ぶことになった<sup>4)</sup>。一方で、将来的には、災害ソーシャルワークに関する単独の授業科目を新設し、カリキュラムに位置付けていくことも検討されており、授業についての内容構成や形式、また科目責任者の要件等に関する議論が必要となっている。

### 2. 先行研究と本研究のねらい

本研究では、災害ソーシャルワークを被災地のソーシャルワーカーと被災地外の公的機関や職能団体から派遣してきたソーシャルワーカーによる支援活動の総体としてとらえている。

災害ソーシャルワークの教育に関する研究として、本稿の筆者は、被災地でソーシャルワークを展開できる人材育成に向けた研修プログラム・モデルと教材を開発すること目的とした一連の研究（2013-2014）の中で、

東日本大震災で被災者支援・地域支援を実践した経験のあるソーシャルワーカーを対象としたインタビュー調査や研修ニーズを把握するための質問紙調査を行い、ソーシャルワークの機能を發揮するために必要な知識修得に向けた講義形式による研修と災害ソーシャルワークの具体的な実践イメージを描くために援助事例を教材としたロールプレイなど演習形式による教授法の有効性を明らかにしてきた<sup>5)</sup>。また、大藪（2018）は、「社会福祉士養成課程において、災害発災時における社会福祉士の業務と役割については十分に理論化されておらず、教材開発されていない」ことを問題意識として、社会福祉士を目指す大学4年生が被災地での活動実績のあるソーシャルワーカーを対象に行ったインタビュー調査とKJ法による整理に取り組んだことを報告し、災害時のソーシャルワークを社会福祉援助技術として修得するための学習方法として、帰納的学習が有効であると指摘している<sup>6)</sup>。

このように先行研究では、災害ソーシャルワークに関する教育の方法論についてはいくつかの知見が示されているが、実際どのような内容をどのような方法で教育が行われているのか、その内容は学習ニーズにマッチングしているのか、授業担当者に求められる資質や要件は何か、についての検証や議論はなされていない。そのため、本研究では、社会福祉士養成課程を持つ福祉系大学で先駆的に開講されている講義科目の授業内容を分析することによって、災害ソーシャルワーク教育の現状と特徴を明らかにすることを目的とした。これにより、体系的に災害ソーシャルワークを理解する単独の科目として授業科目を新設し、教育課程に災害ソーシャルワーク教育を位置付けることの教育的意義を見出すことをねらいとしている。

## II 研究方法

### 1. 分析データ

本研究では、福祉系大学における災害ソーシャルワークに関する教育の現状と特徴を明らかにするため、大学が公表しているシラバスの分析を行う。シラバスは、授業科目の授業計画のことであり、授業名、担当教員名、講義内容、到達目標、毎回の授業内容、成績評価方法、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、授業の全体像を確認できることから、災害ソーシャルワークに関する教育の現状と特徴を分析するデータとして妥当であると考えた。

分析対象のシラバスは、全国の福祉系大学（社会福祉士養成校のうち専門学校は除く）199校（2020年10月時点）の各大学のホームページ上に公開されているWebシラバス検索システムを活用し、「災害 ソーシャルワーク」「災害 福祉」「災害 支援」の3つのキーワードで検索した結果、収集できたシラバスであり、2021年3月1日から2021年3月31日の間に収集したものである。

### 2. 分析方法

収集できたシラバスから、「科目名称」、「方法」、「開講年次」、「教養/専門」、「必修/選択」、「単位数」、「担当者の特徴」の7項目について調べた。「担当者の特徴」については、シラバスに記載された内容の他、担当者が所属する大学のホームページ教員紹介ページとresearchmap（リサーチマップ）に掲載されている研究業績及び論文を参照した。

なお、科目の内容構成要素については、「講義概要」、「到達目標」、「授業計画（第1回～第15回）」を対象とし、KH coder（樋口2004）<sup>7)</sup>を利用したテキストマイニングによる分析を行った。KH coderを活用することで、シラバスに記載されたテキストデータに対し

て容易に形態素解析を行うことができ、テキストデータに含まれる語を抽出することができる。また、「災害ソーシャルワーク」や「災害福祉」「災害時要援護者」のように複合語として用いられていると考えられる語については、複合語のまま抽出する指定を行うことも可能である（樋口2014）<sup>8)</sup>。本研究では、単語と単語の共起関係を確認するために共起ネットワーク図を作成し、共起語のつながりを可視化した。

### 3. 倫理的配慮

本研究の分析対象は、公表データ利用のため、倫理的配慮として記載すべき事項は特にない。

## III 結果

### 1. 福祉系大学における災害福祉科目群の特徴と傾向

日本ソーシャルワーク教育学校連盟加入大学199校のうち、災害ソーシャルワークに関する授業科目を開講している大学は11大学（13科目）であった。各大学で開講されている科目名称は、「災害福祉論」が最も多かった。「災害ソーシャルワーク」が科目名称に含ま

れていた大学は1校であった。その他、「災害福祉研究」、「災害支援論」、「危機管理と福祉」、「災害と地域」などがあり、学外実習科目として「被災地支援・インターンシップ」、「地域サービスラーニング（災害支援）」があった（表1「科目名称及びシラバス文字数」参照）。方法については「講義」を基本としつつ、「講義・演習」、「講義・実習」などの組み合わせ、開講年次は「1年次以外」での配当が多く、「専門科目」、「選択」、「2単位」として開講する大学が多い傾向が認められた。

科目責任者の特徴としては、地域福祉、ソーシャルワークなどの社会福祉学や教育学、工学など学問背景は異なるが、実務経験や大規模災害被災地での被災者支援、フィールドワークなどの経験を有していることは共通していた。また、一人の教員が15コマすべてを担当する大学は少なく、多くは複数の学内教員によるオムニバス形式やゲスト講師による講義を取り入れた授業構成とする大学が多い傾向があった。

現在、大学で行われている災害ソーシャルワークに関する授業科目は、被災地での活動経験を有する担当教員による支援事例を用いて解説する講義内容、演習やグループワークを通じて、被災者に対する個別支援と地域支

| 科目名称              | 単位数 | シラバス文字数 |      |       |       |
|-------------------|-----|---------|------|-------|-------|
|                   |     | 講義概要    | 到達目標 | 授業計画  | 合計    |
| 災害福祉論             | 2   | 254     | 141  | 715   | 1,110 |
| 災害福祉研究            | 4   | 165     | 119  | 1575  | 1,859 |
| 災害と地域 1           | 2   | 157     | 109  | 873   | 1,139 |
| 災害と地域 2           | 2   | 173     | 107  | 944   | 1,224 |
| 被災地支援・インターンシップ    | 4   | 412     | 135  | 465   | 1,012 |
| 地域サービスラーニング（災害支援） | 2   | 985     | 470  | 847   | 2,302 |
| 危機管理と福祉           | 2   | 133     | 186  | 391   | 710   |
| 災害福祉論             | 2   | 91      | 156  | 1423  | 1,670 |
| 災害支援論             | 2   | 141     | 147  | 1,331 | 1,619 |
| 災害ソーシャルワーク        | 2   | 808     | 112  | 781   | 1,701 |
| 現代社会と福祉 II        | 2   | 205     | 131  | 976   | 1,312 |
| 災害支援論             | 2   | 121     | 327  | 329   | 777   |
| 災害福祉論             | 2   | 159     | 34   | 406   | 599   |

表1 「科目名称及びシラバス文字数」

援に関するアセスメントとプランニングを行い、プレゼンテーションするアクティブーニング、ゲスト講師によるNPOなどの中間支援組織の活動や支援方法などの講義、被災地を含む地域でのフィールドワークなどが主な内容であった。

## 2. 「講義概要」「到達目標」「授業計画（第1回～第15回）」の分析結果

### (1) 単語頻出分析

KH coderによる前処理実施の結果、総抽出語数は6,887語、異なり語数は1,276語であった。複合語については5件以上出現した、

「災害福祉」、「災害ソーシャルワーク」、「災害時要援護者」等の36語を強制抽出した。出現回数10回以上の語彙を表2に示した。

抽出語は上位から順に「災害」「説明」「理解」「支援」など、災害と支援に関する授業の進め方一般に関する語が抽出されている。その後、「東日本大震災」「課題」が続く。「東日本大震災」が用いられている文脈を確認すると、「被害状況と課題」「具体的な事例」「災害福祉実践の実際」などを確認することができる。これにより、災害ソーシャルワークに関する授業科目においては、東日本大震災など過去の大規模災害における被害状況とその

| 抽出語       | 出現回数 | 抽出語        | 出現回数 |
|-----------|------|------------|------|
| 災害        | 111  | 実際         | 15   |
| 説明        | 42   | 現状         | 14   |
| 理解        | 42   | 社会福祉       | 14   |
| 支援        | 38   | 知る         | 14   |
| 東日本大震災    | 31   | 避難所        | 14   |
| 課題        | 30   | 活動         | 13   |
| 行う        | 25   | 津波         | 13   |
| 復興        | 25   | 災害ソーシャルワーク | 12   |
| 災害福祉      | 24   | 授業         | 12   |
| 自然災害      | 23   | 対応         | 12   |
| あり方       | 22   | 被災         | 12   |
| 事例        | 22   | 備え         | 12   |
| 地域        | 22   | 外観         | 11   |
| 被災地       | 21   | 具体         | 11   |
| 必要        | 20   | 避難         | 11   |
| 学ぶ        | 19   | ボランティア     | 10   |
| 講義        | 19   | 科目         | 10   |
| 深める       | 19   | 災害ボランティア   | 10   |
| 被災者       | 19   | 脆弱性        | 10   |
| プレゼンテーション | 17   | 大規模災害      | 10   |
| 考える       | 17   | 知識         | 10   |
| 災害時要援護者   | 17   | 地域福祉       | 10   |
| 実践        | 17   |            |      |

表2 「講義概要」「到達目標」「授業計画」に関する抽出語と出現回数

中で行われた福祉的支援の実際を題材とした授業の内容構成になっていると判断できる。

## (2) 共起ネットワーク分析

次に、集計単位を「段落」とし、最小出現数10、描画数60の条件で共起ネットワークを作成した。これにより、出現パターンの似通った語を線で結び、出現語同士の類似性を視覚化することができる。作図にあたっては解釈のしやすさの点から最小スパンニングツリー描画とした(図1)。抽出語が3語以上結びついている箇所に注目すると、抽出語は5つのグループに分類された。各抽出語が用いられている文脈を確認することで、各グループは以下のように解釈できる。

グループ1：災害という特殊な状況と特性を理解する

グループ2：災害福祉実践事例の実際から学ぶ

グループ3：被災者に対するソーシャルワーカー支援のあり方を考える

グループ4：災害ボランティアなどの地域活動を行う

グループ5：主体的・対話的に学ぶ

このことから、災害ソーシャルワークに関する科目では、東日本大震災など大規模災害を題材として災害という特殊な状況と特性を理解し、社会的脆弱性など平常時からの社会構造との関連により災害時に顕在化する被災者の生活課題に対するソーシャルワークの専門性に基づくアセスメントと支援のあり方を

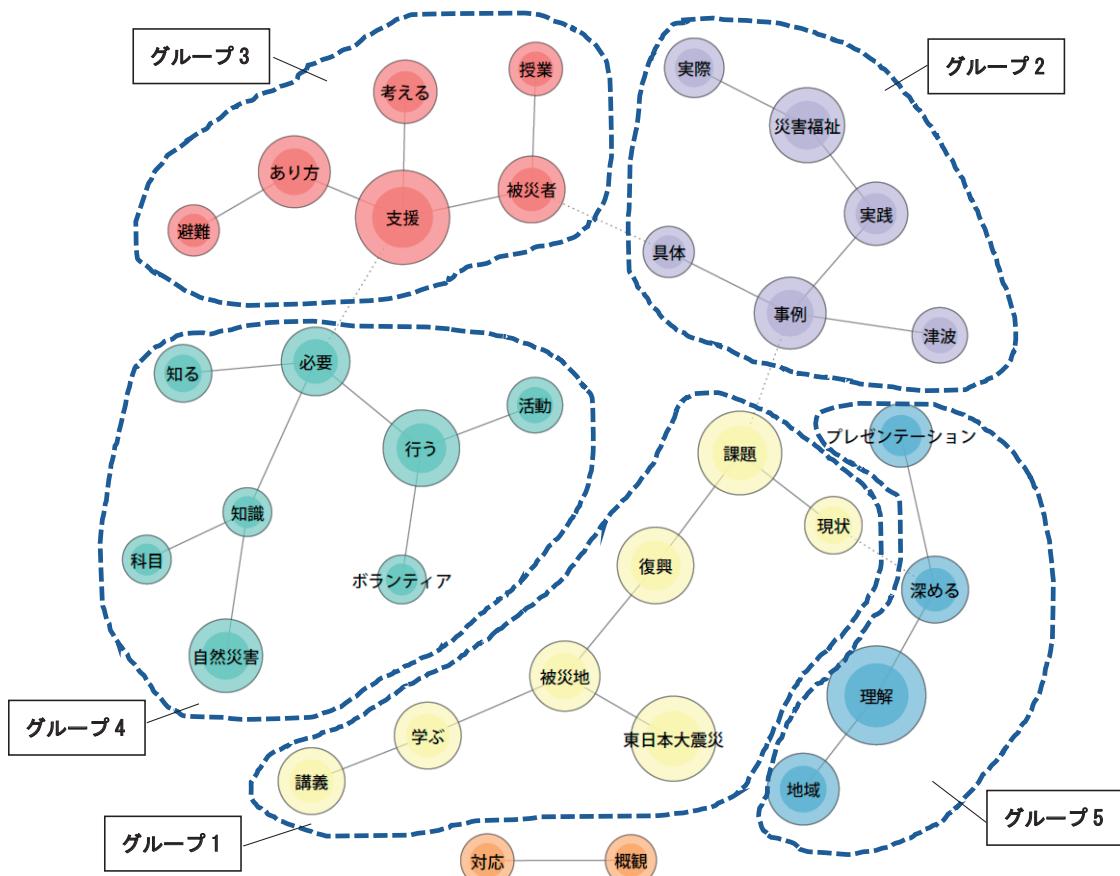


図1 「講義概要」「到達目標」「授業計画」の共起ネットワーク図

考えることができるようになることが到達目標となっていた。また、到達目標を達成するための学び方として、防災コミュニティづくりや災害時要援護者の被害を最小限にするための平常時からの取り組みについて、地域福祉の視点から理解していくために、ボランティアなどの地域を基盤とした活動や学生同士のグループワークやプレゼンテーションなど主体的・対話的に取り組むアクティブラーニングの手法が取り入れられている点が特徴といえる。

#### IV 考察

災害ソーシャルワークに関する授業科目を開講しているのは、今回調べた199大学のうち11大学（13科目）と多くはなかったものの、シラバスに記載されている内容をテキストマイニングの手法による分析をしてみて、講義－演習－実習（地域活動）の正の循環を生み出そうとする科目担当者の意図を読み取ることができた。すなわち、現在、一部の福祉系大学によって先駆的に取り組まれている災害ソーシャルワークに関する教育は、大学の講義という特徴上、15コマという時間の制約、受講者数規模、また科目担当者のネットワークによる授業内容の相違など災害福祉の教育におけるベストプラクティスの合意形成はされていないものの、講義で学んだ知識と技術の統合を目標とした演習などのアクティブラーニングを通じ、災害ソーシャルワークの方法及び実践の理解を促進し、実習や地域活動などの体験を元にした総合的な能力として習得を目指す。これにより、災害ソーシャルワークの基盤及び理論と方法の理解を深化させていく。このように講義・演習・実習の好循環を通じて学生に災害時のソーシャルワークの役割や機能について伝えようとしていると考えられた。

自然災害の多いわが国において、災害時の

社会福祉とその具体的な援助行動の形態としてのソーシャルワークは、災害医療や災害看護と同様に研究が強化されるべき分野である。また、それを担う人的準備は平常時から促進して取り組むべき課題であると考える。そこで、ここからは、本研究の結果から明らかになった災害ソーシャルワークに関する教育の特徴を踏まえ、本学福祉心理学部社会福祉学科に単独科目として「災害ソーシャルワーク論」（仮称）を新設すると仮定して、1. 授業内容の明確化、2. 内容構成を考慮した科目担当者の要件、3. 実践・教育・研究の循環化、の3つの観点から、大学において災害ソーシャルワーク教育を通じた人材育成に取り組んでいくことの意義を考えてみたい。

##### 1. 授業内容の明確化

分析結果を踏まえて考えれば、災害ソーシャルワーク教育とは、災害によってどのような状況が生じ、どのような支援を、どのような方法で行うのか、そして、どのような取り組みによって次の災害に備えるのかについて実践事例に基づいて教示することといえる。

具体的な授業内容としては、①東日本大震災など大規模災害における実践事例を教材とした災害という特殊な状況と特性の理解、②社会的脆弱性など平常時からの社会構造との関連を考えながら、災害時に多様な形で顕在化する被害と生活課題の理解、③平常時とは異なるソーシャルワークの専門性に基づくアセスメントと支援展開過程の理解、④防災コミュニティづくりや災害時要援護者の被害を最小限にするための平常時からの取り組みに関する地域福祉の視点から理解、の4点が最低限含まれている必要がある。そして、これら4点の災害時を想定したソーシャルワークの学びを基本として、復興まちづくりやコミュニティ再構築、地域共生社会などいわゆる持続可能な地域社会の実現に向けた取り組み事例<sup>注3)</sup>を盛り込むことで、現在のソーシャ

ルワーカー養成教育の課題となっている地域を基盤としたソーシャルワークに関する教育内容を拡充でき、大学と地域との連携・協働関係の形成につながることが期待できる。

## 2. 授業内容を考慮した科目担当者の検討

授業内容を①「災害」の理解、②災害時の福祉課題の理解、③災害時のソーシャルワークの理解、④防災・減災に向けた平時の取り組み、⑤コミュニティ形成支援の理解、の5項目で構成した場合の科目担当者の要件としては、ソーシャルワークや地域福祉など社会福祉学を専門分野とする研究者であることがあげられる。また、災害時の被災地における支援の実際を実践的に教授することが重要なため、災害におけるソーシャルワークに関連する研究業績のみならず、社会福祉援助の実務経験や被災者支援及び地域支援に関するフィールドワーク等の活動実績を有していることが必要と思われる。さらに、学生に対して平常時とは異なる災害時のソーシャルワークを伝えることを考慮すれば、その活動実績はソーシャルワークの専門性を発揮した活動でなければ意味がない。そのため、日本社会福祉士会、日本医療社会福祉協会などソーシャルワーク職能団体による「災害福祉支援活動」<sup>注4)</sup>に従事した経験のある研究者であることが望ましい。

このような要件を満たした科目担当者による講義を基本とし、例えば、本学で2022年度から開講される「コミュニティビジネス」関連科目的担当者との協働によるオムニバス形式や、地域づくりのNPOやボランティア団体などゲスト講師による講義と現地実習、インターンシップを取り入れた授業構成にすることで、大学と地域との連携・協働関係が生まれ、それぞれのリソースが生かされながら学びが進められる「学びの共同体」<sup>注5)</sup>の創発が期待でき、学生の主体的・対話的学びにつながる可能性は高い。

## 3. 実践・教育・研究の循環化

これまで述べてきたように、講義科目として災害ソーシャルワークに関する科目を設置することによって、講義科目、演習科目、実習科目を連動・連関させることができる。すなわち、講義による理論学習、演習によるリフレクション、実習によるスーパービジョンの一体的展開は、「教育者との対話関係（問い合わせを顕在化させるような関係性）」（横山2016）<sup>9)</sup>の形成を可能にするものと考えられる。ただし、実習科目については、現行の社会福祉士・精神保健福祉士養成カリキュラムにおけるソーシャルワーク実習の実習施設範囲にNPO等も含むべきとの議論もされてはいるものの、現状では福祉六法に規定されている施設・機関に限定されている。そのため、本学における講義科目、演習科目、実習科目の連動・連関を検討するならば、地域で活動するNPOやソーシャルアントレプレナーを実習先として想定している「コミュニティビジネス実習」を通じて展開していくことが有効と考えられる。このような、既存のカリキュラムに縛られない教授法の工夫と養成校の裁量による教育展開により、実践力の高いソーシャルワーカーを養成していく上で不可欠な援助行動の言語化と身体化を促進させることができる。そして、このようなリフレクションを中心とした教育プログラムを継続していくことで、いわゆる乖離問題（理論と実践の乖離・養成教育と臨床実践の乖離）を解消に向かわせ、内省的思考による実践力の高いソーシャルワーカーの育成に貢献できる可能性は高くなるものと考えられる<sup>注6)</sup>。

さらに言えば、このような大学の取り組みにより、学生への教育効果が高いことを明らかにするための研究が促進されたならば、例えば、実習施設の範囲に災害支援の中間支援組織やNPO、コミュニティビジネスなど社会的企業を加えるべきと根拠を持って提言できるなどソーシャルワーカー養成教育の改革

に向けた養成校発のソーシャルアクションにつながり、ひいては社会福祉士・精神保健福祉士など日本の資格制度の構造的課題の解決にも貢献できるだろう。このように、教育、実践、研究の正の循環過程を構築していくことができる点においても、災害ソーシャルワークに関する講義科目を単独の科目として設置する意義は大きいものと考えている。

## V　まとめと今後の課題

本研究では、シラバス分析結果を踏まえた考察により、「地域を基盤としたソーシャルワークに関する教育内容の拡充により、大学と地域との協働関係形成につながる可能性が高いこと」、「地域関係者との協働関係による教育と実践としてのアクティブラーニングにより、学生の主体的学びにつながる可能性が高いこと」、「講義、演習、実習など現場での学びの好循環により、省察的な実践者としてのソーシャルワーカーを育成できる可能性が高いこと」が認められ、単独科目として災害ソーシャルワークに関する専門科目を大学の教育課程に位置付けることの教育的意義を見出すことができた。

今後の課題として、本当に災害時に被災者及び被災地支援に貢献できる人材、被災地から求められる「ソーシャルワーク専門職者としての人材像」を明らかにし、コンピテンシー・モデルを開発することが必要と考えている。そのため、先駆的に単独科目として災害ソーシャルワーク科目を開講している大学等の科目責任者への聞き取り調査を行うとともに、これまで取り組んできた被災地ソーシャルワーカーによる実践内容についての帰納的分析を通じて災害ソーシャルワークの理論化に資する研究を継続していくこととする。また、単独科目を通じてではなく、学生主体の災害ボランティアにおけるオリエンテーション等の中で教育がなされている場合もある

ため、大学が組織的に取り組んでいる災害ボランティアなど地域活動に関する事例の収集と分析を通じて、災害ソーシャルワークに関する教育内容と教授法についてのさらなる精査を行っていきたい。

## 文献

- 1) 日本学術会議. 提言 災害に対する社会福祉の役割 一東日本大震災への対応を含めて-. <<http://www.sch.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t172-1.pdf>>. 2021年4月4日.
- 2) 日本社会福祉系学会連合. 災害福祉アーカイブ: ③論文. <[http://jaswas.wdc-jp.com/archives/saigai\\_archive3.html](http://jaswas.wdc-jp.com/archives/saigai_archive3.html)> . 2021年4月4日.
- 3) 三浦修. 災害ソーシャルワーク体系化に資する研究—福島県のMSWに対するインタビュー—. 新潟青陵学会誌. 2014; 7(1): 23-33.
- 4) 厚生労働省. 社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて(令和元年6月28日). <[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index_00012.html)>. 2021年4月29日.
- 5) 科学研究費助成事業データベース. 研究課題: 災害ソーシャルワークにおける研修プログラムのモデル構築及び教材開発. <<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-25780352/>>. 2021年4月4日.
- 6) 大藪元康. 社会福祉養成課程における帰納的学習に関する試論—災害ソーシャルワークの学習を例に—. 中部学院大学・中部学院大学短期大学部教育実践研究. 2018; 第4巻: 221-226.
- 7) 樋口耕一. KH coder. <<https://khcoder.net/>>. 2021年5月14日.
- 8) 樋口耕一. 社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して

- . 235. 京都: ナカニシヤ出版; 2014.
- 9) 横山奈緒枝. 社会福祉専門職養成における対話教育の可能性—省察とゆらぎに関する一考察—. 吉備国際大学研究紀要. 2016; 第26号: 109-120.

## 注記

注1) 東日本大震災前における「災害福祉」について、西尾（2010）は、「災害を契機として生活困難に直面する被災者とくに災害時要援護者の生命、生活、尊厳を守るため、災害時要援護者のニーズをあらかじめ的確に把握し、災害からの救援・生活支援・生活再建に対し、効果的な援助を組織化する公私の救援活動である」と定義している。西尾祐吾, 大塚保信, 古川隆司. 災害福祉とはなにか—生活支援体制の構築に向けて—. 8. 京都：ミネルヴァ書房；2010.

注2) 「災害時のソーシャルワーク機能」については次を参照：NHK福祉情報サイト「ハートネット」. 【寄稿】災害とソーシャルワーク：東北福祉大学大学院教授 大橋謙策さん. <<https://www.nhk.or.jp/hearttv-blog/2300/204600.html>>. 2021年4月4日確認。

注3) 例えば、本論の筆者は、被災地が抱える問題に専門家やボランティア・地域住民とともに向き合い、若者の柔軟な発想で解決を目指す、そのプロセスを地方が抱える社会課題の解決にも役立てていくことをミッションとしたNPOの取り組み事例をソーシャルワークの視点から検討し、「若者の成長」、「地域住民の参加」を引き出していることからエンパワメント実践の典型であり、社会開発を意図したソーシャルワークの実践モデルとなり得ると考えた。諫山正監修, 平川毅彦, 海老田大五朗編. コミュニティビジネスで拓く地域と福祉. 京都：ナカニシヤ出

版；2018.

注4) 例えば、日本社会福祉士会は、東日本大震災による地震と津波で建物と人的被害を受けた地域包括支援センターの機能回復のための側面的支援を中心とした活動を宮城県（東松島市、南三陸町、石巻市）、岩手県（大槌町、山田町、陸前高田市）において実施してきた。支援者の数は、延べ927人（延べ日数4,562日、2012（平成23）年3月末時点）。専門職である社会福祉士をボランティアとして、2人1組、1クール5日間を基本として派遣してきた。これらの支援者（活動者）のうち、福祉避難所への支援に入った292人が、社会福祉士としてはじめて災害救助法の適用を受けている。

注5) 杉原は、専門教育においてインターンシップやケースメソッドなどを通じて地域社会や産業社会と連携させるといった実践により具体化された「学びの共同体」により、対話的コミュニケーションを行っていくことで、自らの学問領域における知が編みなおされるとともに、そのような知が他の学問領域や地域社会・産業社会にも影響を与え、ともに発展していくことに貢献できることから、大学としての存在意義は大きいとしている。杉原真晃. 大学教育における「学習共同体」の教育学的考察のために. 京都大学高等教育研究. 2006; 12: 163-170.

注6) 北川清一らは、ワーカーの内省的思考に着目し、学生や現任者がソーシャルワークを駆使した一連の援助行動を言語化し身体化することを演習教育に導入する必要性について論じている。北川清一, 松岡敦子, 村田典子. 演習形式によるクリティカルソーシャルワークの学び—内省的思考と脱構築分析の方法—. 東京：中央法規出版；2007.

# 「認知症鉄道事故裁判」に含まれる意味と記述

海老田 大五郎

新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科

## Meanings and Descriptions in the "Dementia Railroad Accident Trial"

Daigoro Ebita

NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY, FACULTY OF SOCIAL WELFARE AND PSYCHOLOGY,  
DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE

### 要旨

本研究の目的は、「認知症鉄道事故裁判」についての論文や資料を分析することで、この裁判における社会福祉的含意を引き出すこと、および本裁判で問題になつたいくつかの記述を検討することである。本研究では、被告支援ネットワークの形成、「リスクの社会化」をめぐる議論、司法と行政の関係、認知症患者が起こした事故を「加害」と記述することへの違和感を考察した。被告支援ネットワークの形成には高齢者福祉や精神保健福祉行政の理念が深く関係していた。また、最高裁判決後、「リスクの社会化」についての議論が盛んになされた。最後に、本裁判と強く関係する「加害」や「徘徊」という記述の不適切性を指摘した。

### キーワード

認知症鉄道事故裁判、民法714条、加害、記述

### Abstract

The purpose of this study is to draw out the social welfare meanings in the "Dementia Railroad Accident Trial" by analyzing articles and documents about the trial, and to examine the descriptions at issue in this trial. This study examines the organization of the defendant support network, the debate over the "socialization of risk," the relationship between the judiciary and the enforcement of the policy, and the discomfort of describing an accident caused by a dementia patient as an "assailant." The organization of the defendant support network was deeply related to the philosophy of elderly welfare and mental health welfare administration. In addition, after the ruling from the Supreme Court, there was much discussion about the "socialization of risk." Finally, I pointed out the inappropriateness of the descriptions of "assailant" and "wandering," which are strongly related to this court decision.

### Key words

Dementia Railroad Accident Trial, Article 714 of the Civil Code, assailant, description

「大変。おじいさんが、おじいさんが事故に遭ったみたい。すぐに帰って来て」  
あの日、突然、私の携帯電話が鳴りました。妻からの電話でした。<sup>1)</sup><sup>注1</sup>

## I はじめに

### 1. 本裁判の概略

「認知症鉄道事故裁判」<sup>注2</sup>とは、JR東海から高井良雄氏の遺族に対する損害賠償請求裁判のことである（裁判の主な経緯については表1参照）。2007年12月7日、認知症を患っていた高井良雄氏がJR東海道本線共和駅のホーム端にある柵から階段を下って駅構内の線路に入り、電車に衝突して亡くなってしまう事故が起きる。損害内容はこの電車事故によってJR東海側に生じた損害（約720万円）<sup>注3</sup>である。

この裁判についての議論は多方面に広がりを見せる。とりわけ法学方面では多くの研究者が本裁判を取り上げ、判旨を検討している。本裁判が法学者たちに大きな影響を与えた理由は、民法714条とかかわる「責任無能力者の起こした事故の責任を家族に負わせることはどうほど可能なのか？」という、「行為」

と「責任」<sup>注4</sup>についての損害賠償上の根本的な問題を突き付けられたからにほかならない。この裁判は、一审、二審、最高裁がそれぞれ異なる判決を下しており、しかも遺族側の全面敗訴から全面勝訴へというドラマティックな展開を見せる画期的判決であったため、話題性も高かった<sup>注5</sup>。

もちろん、この裁判は法学的含意にとどまらない、豊富なものを含んでいる。社会福祉的に考えたとき、本判旨を読んで真っ先に思いつくのは、直接的には障害者総合支援法3条に書かれている、以下のような理念とのコントラストであろう。

#### （国民の責務）

第三条 すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。

この事件の担当弁護士の一人である浅岡氏<sup>2)</sup>が指摘しているように、JR東海が起こした訴訟は、この条文とまったく逆の動きをしていくように見える。

表1. 裁判の主な経緯

| 年月          | 概要  |
|-------------|---|
| 2007年12月7日  | JR東海道本線共和駅で高井良雄氏（当時91）が電車にはねられ死亡                        |
| 2008年5月19日  | JR東海より高井良雄氏の遺族に対して、損害賠償請求（約720万円）が届く                    |
| 2012年8月～11月 | 裁判所からの和解打診と和解協議   |
| 2013年8月9日   | 一审判決：名古屋地裁が高井良雄氏の妻と長男（高井隆一氏）に対して、請求額全額（約720万円）の支払いを命じる。 |
| 2013年8月22日  | 高井隆一氏と弁護団が控訴。   |
| 2014年4月24日  | 二審判決：名古屋高裁が高井さんの妻に対して、請求額の半額（約360万円）の支払いを命じる。           |
| 2014年5月8日   | JR東海が上告   |
| 2014年7月     | 高井隆一氏と弁護団が上告  |
| 2016年3月1日   | 最高裁判決：最高裁がJR東海の損害賠償請求を棄却                                |

## 2. 本裁判で焦点化される条文と判決の沿革

本裁判で基本的に焦点化される条文は、損害賠償請求の根拠となる民法709条の不法行為に基づく損害賠償請求権と同法第714条第1項の法定監督義務者該当性、2013年の精神保健福祉法改正前にあった保護者制度、及びこれらの条文の関係である。平成28年度の第4回認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議における法務省提出資料<sup>3)</sup>に従いこの最高裁判決を要約すると、次のようになる。民法第714条第1項は、責任無能力者が他人に損害を加えた場合にはその

「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」が損害賠償責任を負うべきもの<sup>4)</sup>としている。しかし、本件事故が発生した2007年時点では、法令上の根拠を欠くことから、認知症高齢者などの精神障害者と同居する親族や配偶者であるというだけで、その者が「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」には該当しないということである（したがって損害賠償請求は棄却される）。

判決ごとの要旨を松澤<sup>5)</sup>の整理にしたがつて表にすると以下のような（表2～4参照）。

表2 名古屋地方裁判所（第一審）の判断

|                     | 監督義務者<br>(民法第714条)            | 加害の予見可能性・回避義務責任<br>(民法第709条) |
|---------------------|-------------------------------|------------------------------|
| 故高井良雄氏の配偶者          | 監督義務者ではない                     | 予見可能性あり<br>(回避義務を怠った→支払い命令)  |
| 故高井良雄氏の子<br>(高井隆一氏) | 監督義務者に準ずる<br>(監督義務を怠った→支払い命令) | 判断無し                         |

\*一審判決：名古屋地裁が故高井良雄氏の配偶者と長男（高井隆一氏）に対して、JR 東海からの請求額全額（約720万円）の支払いを命じる。

表3 名古屋高等裁判所（第二審）の判断

|                     | 監督義務者<br>(民法第714条)           | 加害の予見可能性・回避義務責任<br>(民法第709条) |
|---------------------|------------------------------|------------------------------|
| 故高井良雄氏の配偶者          | 監督義務者である<br>(監督義務を怠った→支払い命令) | 予見可能性なし                      |
| 故高井良雄氏の子<br>(高井隆一氏) | 監督義務者でない                     | 予見可能性なし                      |

\*二審判決：名古屋高裁が故高井良雄氏の配偶者に対して、JR 東海からの請求額の半額（約360万円）の支払いを命じる。

表4 最高裁判所の判断

|                     | 監督義務者<br>(民法第714条) | 加害の予見可能性・回避義務責任<br>(民法第709条) |
|---------------------|--------------------|------------------------------|
| 故高井良雄氏の配偶者          | 監督義務者でない           | 予見可能性なし                      |
| 故高井良雄氏の子<br>(高井隆一氏) | 監督義務者でない           | 予見可能性なし                      |

\*最終判決：JR 東海からの請求を棄却

### 3. 論点整理

こうした判決の沿革をふまえると、裁判が進むにつれて争点が少しづつずれてきているのがわかるだろう。第一審において、訴えられた高井隆一氏とその弁護団が注力したのは、「介護保険法の目的」などを根拠に、認知症患者の地域生活をいかにして可能にしていったのか、このための責任を果たしていたことの立証<sup>6)</sup>であった。しかしながら、第一審において高井隆一氏とその弁護団は敗訴する。このとき、介護の萎縮効果についての議論が生じている（II-1）。さらには、第一審の控訴後にどのような裁判戦略をとることで、第二審以降の勝訴につながっていったのか。こうした高井隆一氏とその弁護団を支援するための連帶を可能にする論理を分析して抽出することが、本稿の論点の2つ目となる（II-2、3）。

この裁判とその判決についての常識的感覚から生じる論点もある。佐々木<sup>7)</sup>は、この判決を前提とすると、民法714条が実定法上の法定監督義務者が想定されない意味に乏しい規程になってしまうのではないかと指摘する。これは別な言い方をするならば、責任無能力者によって加害された被害者の補償につながらないということになるだろう。民法714条と2013年の精神保健福祉法改正による保護者制度の関係についてはどうであろうか。岩村<sup>8)</sup>によれば、本事件が発生したのは2007年から2008年であり、保護者制度廃止前の事案であるが、1999年の同法改正による保護者の自傷他害防止監督義務の廃止後は、保護者たる配偶者や成年後見人は民法714条の法定監督義務者に当たらないと判示している。また、この裁判では、同居する配偶者であるからといって法定監督義務者に当たることにはならないという判決も示されている。こうした判決も同様に、責任無能力者によって加害された被害者の補償につながらないことになる。こうした法定監督義務者についての観点や被害者への補償の観点から、リスクの社会化につ

いての議論が生じる（II-4）。

### 4. 本研究の目的と方法

本研究の目的は、「認知症鉄道事故裁判」についての論文や資料を分析し、この裁判における社会福祉的含意を整理して引き出すこと、および本裁判で問題になったいくつかの記述を考察することである<sup>注6)</sup>。本裁判については裁判資料だけではなく、裁判当事者の手記やインタビューが公開されており、法律や社会福祉の専門家ではない人びとの、法律専門用語では定義されない常識的感覚に定位した検討も可能になってきている。たとえば、訴えられた高井隆一氏とその弁護団はどのような資料を準備して裁判に臨み、敗訴／勝訴したのか、その詳細が明らかになっている。そもそもこの裁判は「認知症患者が起こした事故責任の所在が裁判で争われる事件」である以前に、JR東海から訴えられた当の本人である高井隆一氏にとっては「家族が事故死した事件」であり、「大企業から一市民が突然巨額の損害賠償請求を受けた事件」である<sup>注7)</sup>。法律家と一般企業と認知症を患う高齢者の介護をする家族とでは、事故や裁判の受けとめ方が全く異なる。そのため、この裁判には多元的な意味が含まれることになる。したがって、裁判記録だけではなく、手記などの資料によって明らかになるような、常識的感覚に基づく素朴な問題を切り捨てず、多様な論点を確認しながら考察する研究の仕方があつてよいだろう。

そこで本研究では以下の手続きを踏みながら、本裁判を検討する。まず、本裁判についての先行研究を読み、本稿で扱う論点を上記のように整理した（I-1～3）。そしてこれまでの先行研究ではあまり触れられてこなかつた、介護の萎縮効果、被告支援ネットワークの組織とそこから生じる社会福祉的意味を検討する。次に、本裁判に關係する常識的感覚にもとづく意見を検討することで、社会福祉

実践における影響および認知症を患う高齢者の起こした事件を扱うための枠組みと、それに伴う記述について、先行研究をもとに見解を述べる。

## II 本裁判に含まれる意味

### 1. 介護の萎縮効果

この裁判の第一審判決(遺族側の全面敗訴)後、はやくも宮下は、この判決がもたらす影響として「介護の萎縮効果」を指摘している<sup>9)</sup>。つまり、要介護者が起こした事故で介護する家族の責任が問われるかぎり、家族を形成しない方がリスクを排除できることになる。配偶者の身上監護義務を認めた第二審(控訴審)判決後でも、「夫婦の一方が認知症になったら、さっさと離婚しないといけなくなる」<sup>10)</sup>という世論も出た。実際、配偶者が精神障害を患った場合、その配偶者が加害者になる可能性が少しでもあるならば、リスクを回避するためには離婚することが合理である。

リスク化する問題は、配偶者関係の問題にとどまらない。米村<sup>11)</sup>によれば、本判旨を前提とすると、親権者<sup>注8)</sup>を法定監督義務者とすることは困難であり、精神障害者の事例では法定監督義務者が一切存在しなくなるのではないか、抽象的な監督義務違反の責任を人的関係のない事業者に課すことを正当化しうるかには疑問が大きい、「準監督義務者」の責任はどのような場合に発生するかが極めて曖昧で、これを近親者以外に拡大適用することは社会的混乱を招く危険性（過剰な委縮行動など）があると述べている。

### 2. 被告支援ネットワークを可能にしたもの

第一審の判決を受け、高井隆一氏が真っ先に、そして最も強く思ったこと<sup>12)</sup>は、認知症を患う人びと、そのような患者を支援する家族や支援者を念頭に、「とんでもない判例を作ってしまった」ということである。しかし

ながら、この判決が各種報道されるなか、そのほとんどは高井氏たちに同情的であり、こうした思いが高井氏とその弁護団の控訴を支えている。

第一審敗訴後、高井隆一氏が支援いたぐための陳述書をお願いしたいと思った人物像は、「厚生労働省に近い認知症の専門家」であり、実際に白羽の矢が立ったのが堤修三氏である<sup>13)</sup>。ただし、堤修三氏は、この時点ですでに厚生労働省を退職しており、直接陳述書を執筆したわけではなく、宮島俊彦氏と永田久美子氏を紹介する役回りを演じる。

なぜ第二審（控訴審）に向けた被告支援ネットワーク（表5参照）を組織するとき、堤修三氏を中心とする厚生労働省関係の人選に至ったのか。この問い合わせを解く手がかりは、第一審におけるJR東海側の主張にあるように思われる。たとえば、認知症を患っていた高井良雄氏に対しては「意思する能力があった」「特養へ入所すべきであった」という評価が与えられ、遺族に対しては「衣服に名前を縫い付ける行為は『ただの甘えという他ない』」「家の扉を開錠できないような扉にすべきだった」という言葉が向けられている。これらのJR東海側の主張は、堤氏の「私たちがやってきたことが否定されたとも言える、許しがたい判決だ」という発言へ結びつくだろう。これは冒頭で引用した担当弁護士である浅岡氏の指摘に通じるものがある。つまり、第一審の判決の社会福祉的含意とは、それまで日本で築かれてきた高齢者福祉や精神保健福祉（病院などの施設からの地域移行を目指す）行政の否定である。そしてこれこそが、被告支援ネットワークの連帶を可能にしている。

### 3. 本裁判における行政側の意向と司法判断の関係について

ところで、控訴審における宮島俊彦氏と永田久美子氏の陳述書は、控訴審で奏功しなかった（より広くとらえるならば「被告支援ネ

ットワークは機能しなかった」) という見解<sup>注9</sup>がある。この見解に対して高井隆一氏は「私はそうは思っていません」<sup>14)</sup>と意見を述べるのだが、この点については、本来独立であるはずの、「行政側の意向」と「司法判断」の関係という切り口から考察することができる。宮島氏の陳述書は厚生労働省老健局長経験者の立場から「日本の認知症政策（認知症になっても地域で安心して生活できる社会づくり）」などについて意見しているのだが、柴田はこの控訴審・最高裁判決の問題点として、政策的考慮に監督義務の判断を委ねていて、当事者の責任負担の可能性を不明確にしそぎ

たと述べている<sup>15)</sup>。これを筆者なりにかみ砕いていうならば、「(社会福祉) 行政に配慮しすぎた判決で、被害者への補償という視点を欠いているのではないか」となる。

#### 4. リスクの社会化

有田<sup>16)</sup>は日本精神保健福祉士協会や認知症の人と家族の会の見解を引用し、24時間の見守り介護が不可能であること、それを要求することは身体拘束や監禁を助長することになる危険性があること、また、見守り体制などを充実させ、完備しても事故を回避するのは困難であることを述べている。当然ながら、

表5. 裁判を支えた主な人びと

| no. | 名前（敬称略） | 専門職・立場・所属                          | 高井家との関係・備考  |
|-----|---------|------------------------------------|---|
| 1   | 遠藤英俊    | 医師                                 | ・高井良雄氏の主治医  |
| 2   | 森田史恵    | 社会福祉士・介護支援専門員                      | ・高井良雄氏が通わっていたデイサービスの職員  |
| 3   | 高見国生    | 公益社団法人「認知症の人と家族の会」顧問               | ・前代表理事<br>・「家族の会」の見解を発表   |
| 4   | 錢場裕司    | 毎日新聞社                              | ・高井隆一氏との相談の場で堤修三氏のことを思いつく。<br>・全国の認知症患者が関係する鉄道事故を調べ、新聞記事にする。                                    |
| 5   | 浅岡輝彦    | 担当弁護士                              | ・高井隆一氏と一緒に、堤修三氏に会いに行く。  |
| 6   | 田村恵子    | 担当弁護士                              |   |
| 7   | 畠井研吾    | 担当弁護士                              |   |
| 8   | 宮島俊彦    | 厚生労働省老健局長、内閣官房社会保障改革担当室長を歴任。       | ・堤氏から陳述書作成を依頼される。   |
| 9   | 永田久美子   | 東京都老人総合研究所を経て認知症介護研究・研修東京センター研究部部長 | ・厚生労働省の委員を歴任<br>・堤氏から陳述書作成を依頼される。<br>・NHK ラジオ <sup>注13)</sup> に出演し、この事件に対するメディアや法律家の見方自体を問題にした。 |
| 10  | 堤修三     | 厚生労働省老健局長、社会保険庁長官などを歴任             | ・介護保険制度の創設実施の事務を担当した介護保険制度産みの親の一人<br>・永田氏と宮島氏を高井隆一氏に紹介  |

旧精神保健福祉法20条「保護者制度」廃止も、このような事態から導かれた帰結である。

こうした賠償責任そのものが霧散しかねない事態を想定し、被害者を社会的に救済する賠償制度等についての議論も盛んに交わされた。いわゆる「リスクの社会化」についての議論<sup>17) 18)</sup>である。認知症で責任無能力者の行為の賠償責任の主体を定めることが困難であるため、被害者の状況に応じた損害賠償および損害保険のあり方について検討するなど、そのリスクを社会化すべきであるという議論である。実際、神戸市や久留米市などの地方自治体は、被害の補償を、被害者でも加害者（認知症高齢者やその介護者）でもなく、本人負担の保険加入でもなく、地方自治体が保障する仕組みを作り出している。より具体的にいうと、久留米市は、認知症高齢者が他害行為をして損害を第三者に与えた場合に備えて、久留米市長が保険契約者となり費用を負担し、この制度を利用する認知症高齢者が被保険者となる保険に加入している。保険の費用は自治体の負担であり、この制度の利用者は何ら直接的に、費用を負担する必要はない<sup>19)</sup>。

他方で、保険制度や総合補償制度といった、「補償の社会化」（広くは「リスクの社会化」）の限界を指摘する声もある。誰が保険者になったとしても、保険を使用するときに避けることができない「被害－加害」図式で補償というものを考えるかぎり、どこまでも認知症を患う高齢者本人の責任、あるいはその介護家族や支援を請け負う法人の責任の認定問題から逃れることはできないというわけである<sup>20)</sup>。

あるいは、介護保険にこうした認知症患者が起こした損害賠償保険機能を実装すればよいではないかという議論もあるかもしれない。しかしながら、この件については、少々因縁めいた話ではあるが、堤修三氏本人<sup>注10</sup>をはじめとする当時の厚生労働省の人びとが、介護保険に介護を担う家族のための補償機能の実装には極めて慎重であった<sup>21) 注11</sup>。これは

介護保険が社会保険（強制保険）であるということと関係している。つまり、介護保険が社会保険である以上、家族（父母や子など）がいようがいまいが関係なく負担してもらう理由付けが必要となる。「受給の蓋然性」（受給する蓋然性が高くなれば社会保険として全ての国民に保険料を負担させられない）の観点から、介護保険はあくまで介護を要することになった本人のための保険であり、認知症を患う高齢者を扶養する家族のためにあつてはならないのである。

### III 本裁判に含まれる記述

#### 1. 「加害」という記述

この裁判ではもっぱら悪役を演じたが、第二の被害者であるJR東海の救済を示唆する研究も多数（たとえば田口など）<sup>22)</sup>ある。これは世間一般の声だけでなく、訴えられた高井隆一氏本人でさえ、第二審（控訴審）判決後「『最後は相応の負担もやむを得ない』と考えていたこともあり、二分の一という水準も、私なりには納得できなくもありませんでした。私は、もし第一審でこの判決がなされていれば、控訴はしなかったかもしれません」<sup>23)</sup>と述べている。奥野は、第二審（控訴審）判決が支持できる可能性を述べている<sup>24)</sup>。JR東海はこの裁判において終始対応に誤りがあった<sup>注12</sup>ために全面敗訴を導いてしまったわけだが、この裁判は加害者が一人もおらず、被害者だけが多数いる悲劇の裁判といえるだろう。

社会福祉の立場から日下部は、鉄道事故で亡くなった高齢者が「加害者」にされることへの違和感を表明している<sup>25)</sup>。つまり「加害」という記述の適切性を問題にしている。法学の立場から樋口<sup>26)</sup>は、伝統的な「被害者救済とそのための加害者への賠償責任追及」という考え方とは、超高齢化社会・人口減少社会という新たな社会に適応しないと述べ、こうした図式を「『被害者救済と賠償責任追及』と

いう病」と名付けている<sup>注13</sup>。認知症患者の事故で「加害」という記述を使用するかぎり、この病が治ることはない。高も日下部や樋口の意見に同調し、認知症高齢者による事故に関する問題は、「加害者対被害者」という構造を前提とする不法行為上の問題としてだけで捉えるのではなく、より広く社会的に引き受けける問題として位置づけ、保険や社会保障との関係から、制度設計すべきであると主張している<sup>27)</sup>。

## 2. 「徘徊」という記述

高井隆一氏は、裁判を終えたあとになされたインタビューで、「認知症高齢者が歩き回ることを「徘徊」という言葉で指示すのはやめるべき」と主張している。

裁判では父の「徘徊」が焦点になりました。「徘徊」という言葉には、何を考えているのか分からぬ人が、無目的に歩き回るというニュアンスがあります。しかし、父は生まれ育った家やかつての職場など、必ず目的を持って歩いていました。「徘徊」という言葉は極力使わないでほしい<sup>28)</sup>。

ここで高井隆一氏が主張していることは、語「徘徊」が「認知症患者の一人歩き」を指示する語として不適切であるということである。この主張は、「認知症患者の一人歩き」が、当事者にとっても介護者にとっても意味があるし、即時（即事）的には難しいかもしれないが、他者からの理解も可能であることを示唆している。「認知症患者の一人歩き」をこのように理解できないかぎり、認知症患者が病院などを出て地域で生活するためには、高井氏の書籍のサブタイトルにある「閉じ込めなければ、罪ですか？」という問いに、「はい、罪です」と回答しなければならなくなるかもしれない。

他方で、一人歩きが認知症患者にとって合

理的であり、他者からも理解可能なものならば、そこに支援や見守りの可能性が開かれる。語「徘徊」を極力使用しないことは、「徘徊でないならば、高齢者の一人歩きにはどのような意味があるのか」という問い合わせに、支援側に啓かれることになるためだ。

## IV まとめ

本稿では、豊富な先行研究と裁判で訴えられた当事者である高井隆一氏の手記などをもとに、介護の萎縮効果、被告支援ネットワークの形成の論理、司法と行政の関係、いわゆる「リスクの社会化」をめぐる議論、認知症を患う人が起こした事故を「加害－被害」図式で考えることの違和感、「徘徊」という記述を検討し、考察した。本稿で触ることができた論点は、これらの点だけであるが、本裁判はその社会的影響の大きさゆえに、今後も参照され続ける事案となるだろうし、そのたびに新たな論点を呼び起こすだろう。とりわけ筆者が今後の展開に注目しているのは、「リスクの社会化」をめぐる議論と認知症介護における記述の問題である。本稿は、これらの議論を展開するための研究ノート（研究報告）であり、これらの展開については別稿を期したい。

## 謝辞

本研究は、JSPS科学研究費補助金（2020年度 基盤研究(C)：課題番号 20K02109：研究代表者：井口高志）の助成を受けた調査研究成果の一部である。研究代表者である井口高志氏からは、本研究の草稿段階で助言を受けた。また、弁護士である野中大輝氏（中村・椎名法律事務所所属）には、法律に関する不明な点について助言を受けた。記して感謝の意を表す。

## 文献

- 1) 高井隆一. 認知症鉄道事故裁判. 17. 東京: ブックマン社; 2018.
- 2) 浅岡輝彦. JR東海認知症高齢者事件を担当して. 高井隆一. 認知症鉄道事故裁判. 201. 東京: ブックマン社; 2018.
- 3) 法務省. 「第4回認知症高齢者にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議資料」(2016). <<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000126211.html>>. 2021年6月17日.
- 4) 石田瞳. 認知症患者の不法行為責任. 千葉大学法学会. 2015; 30(1-2): 322-288.
- 5) 松澤登. 認知症と損害賠償. ニッセイ基礎研究所報. 2020; 64: 11-21.
- 6) 高井隆一. 認知症鉄道事故裁判. 91-103. 東京: ブックマン社; 2018.
- 7) 佐々木良行. 精神上の障害のある者に対する監督義務者等の責任. 法務研究. 2017; 14: 59-83.
- 8) 岩村正彦. 社会保障と法. 社会保障研究. 2016; 1(1): 240-250.
- 9) 宮下修一. 認知症高齢者の列車事故と不法行為責任・成年後見制度のあり方. 静岡大学法政研究. 2014; 18(3-4): 576-532.
- 10) 高井隆一. 認知症鉄道事故裁判. 159. 東京: ブックマン社; 2018.
- 11) 米村滋人. 責任能力のない精神障害者の事故に関する近親者等の損害賠償責任. 法学教室. 2016; 429: 50 - 56.
- 12) 高井隆一. 認知症鉄道事故裁判. 143. 東京: ブックマン社; 2018.
- 13) 高井隆一. 認知症鉄道事故裁判. 105-163. 東京: ブックマン社; 2018.
- 14) 高井隆一. 認知症鉄道事故裁判. 161. 東京: ブックマン社; 2018.
- 15) 柴田龍. 認知症高齢者の事故と配偶者・子の損害賠償責任. 立正法学論集. 2016; 50: (1)247-270.
- 16) 有田伸弘. 認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らすために. 社会福祉学部研究紀要. 2016; 19(1): 1-9.
- 17) 松倉聰史. 認知症高齢者による鉄道事故における家族の監督責任. 名寄市立大学社会福祉学部研究紀要. 2017; 6: 135-142.
- 18) 石田瞳. 認知症患者の不法行為責任. 千葉大学法学会. 2015; 30(1-2): 322-288.
- 19) 谷口聰. 自治体における認知症患者による他害の賠償補償の取組み. 地域政策研究. 2020; 22 (3): 21-34.
- 20) 竹村壮太郎. 認知症高齢者の列車事故につき, 近親者の損害賠償責任が認められなかった事例. 商学討究. 2016; 67(2/3): 283-308.
- 21) 堤修三. 介護保険の意味論. 24-29. 東京: 中央法規; 2010.
- 22) 田口文夫. 責任無能力者の加害行為と監督義務者の責任. 専修大学法学研究所紀要. 2018; 43: 71-110.
- 23) 高井隆一. 認知症鉄道事故裁判. 161. 東京: ブックマン社; 2018.
- 24) 奥野久雄. 精神障害者と同居する配偶者と責任無能力者を監督する. 中京ロイヤー. 2017; 26(1): 43-50.
- 25) 日下部雅喜. 家族の『責任』を問う前にすべきこと. 福祉のひろば. 2016; 5: 44-47.
- 26) 樋口範雄. 「被害者救済と賠償責任追及」という病. 法曹時報. 2017; 68(11): 2731-2763.
- 27) 高鉄雄. 認知症高齢者による事故に関する近親者の損害賠償責任. 立教法学. 2017; 95: 98-74.
- 28) 全日本民医連. 2018. 長男が語る「認知症鉄道事故裁判」. <<https://www.min-iren.gr.jp/?p=35622>>. 2021年6月17日.
- 29) 堤修三. 認知症者による事件事故に対する社会的対応. 高井隆一. 認知症鉄道事故裁判. 263. 東京: ブックマン社; 2018.
- 30) 吉村良一. 監督義務者責任（民法714条）の再検討. 立命館法学. 2016; 369・370: 867-902.

- 31) 鈴木美弥子. 責任能力のない未成年者の親権者の監督義務者責任について. 国際関係論叢. 2017; 6(1): 1-23.
- 32) 村田輝夫. 認知症高齢者の鉄道事故と遺族の損害賠償責任に関する覚書. 関東学院法学. 2018; 27(1): 109-133.

## 注記

- 注1) 引用文中の「あの日」とは2007年12月7日のことであり、「おじいさん」とは高井良雄氏、「私」とは高井隆一氏のことである。
- 注2) 最高裁判所第三小法廷平成28年3月1日判決（平成26年（受）第1434号、同1435号損害賠償請求事件）のこと。この裁判には複数の通称があるが、本稿では高井隆一氏の手記の書籍名で統一する。
- 注3) 高井（2018）の扉に、この請求書の詳細が示してある。
- 注4) 行為と責任については、哲学や倫理学における行為論でも豊富な議論がある。
- 注5) 実際にNHKなどでも検証番組「逆転人生「認知症の親が鉄道事故に社会を動かした逆転裁判」2020年6月1日放送）を製作している。
- 注6) 文献研究のため倫理審査は不要。
- 注7) この裁判が高井隆一氏本人にとってどのような意味があったかは、高井氏本人が記した書籍の1頁目が「事故現場の写真」、2頁目が「JR東海からの損害賠償請求書送付文」、3頁目が「損害額一覧表」というレイアウトから明らかだ。
- 注8) 本裁判とほぼ同時期に、サッカーのフリーキックを練習していた11歳の少年の蹴ったサッカーボールが校庭の外に転がり、それを避けようとして自動二輪車に乗っていた高齢者が転倒した事故があった。この事故も裁判に発展したが、少年の両親に714条の責任を認めなかった（最高裁判平成27年4月9日判決（民集69・3・455））。実際にこの事故と認知症鉄道事故裁判の双方をもとに、民法714条を検討した研究も数多くある<sup>30) 31)</sup>。
- 注9) この見解自体は高井の手記に記されているのだが、この見解の出所は不明である。
- 注10) 提修三氏自身は「介護保険において市町村の任意事業として認められる地域支援事業のメニューとして、要介護認知症高齢者による事件事故の被害者に対する見舞金支給事業を加える」<sup>29)</sup>ことを提言している。
- 注11) 介護保険は「介護を家庭内で担う」家族介護ではなく、あくまで「介護の社会化」が理念としてある。介護保険設計時、一部のフェミニストからは、介護家族への現金給付制度を作ってしまうと家族介護の固定化や、家族介護の担い手である女性への負担が増えてしまうという指摘があったと言われている。
- 注12) 村田は、JR東海の認知症患者が起こした事故への損害賠償請求の特異性を、被告支援ネットワークの一人である錢場裕司の調べにもとづき、次のように述べている。本裁判と状況が類似する事故で、JR各社で遺族への請求を行ったのはJR東海の1件（720万円請求）のみで、他のJR各社は請求していない（4件）。私鉄の場合には請求事例が多い（5件中4件）が、金額が最大でも137万円に留まっている。JR東海側は「事故で亡くなったのが認知症高齢者かどうかは問題ではなく、振替輸送等で発生した鉄道会社側損害の賠償に、十分な資産があるにもかかわらず応じない遺族側の対応は論外」と考え、訴訟に持ち込んだのであるが、かえって、JR東海側の尋常ならざる対応が浮き彫りになった<sup>32)</sup>。
- 注13) なお、樋口は、被告支援ネットワーク

の一人である永田久美子氏が出演したラジオ番組をたまたま視聴し、永田久美子氏の発言に触発されている。

## 地域支援の展開に向けた社会福祉士の 視点と役割に関する一考察 －社会福祉士へのインタビューから－

小久保 志乃<sup>1)</sup> 三浦 修<sup>1)</sup> 李 在愬<sup>1)</sup> 佐藤 貴洋<sup>1)</sup> 海老田 大五朗<sup>1)</sup>  
田崎 基<sup>2)</sup> 古俣 健<sup>3)</sup> 小山 弓子<sup>4)</sup> 秋山 詩織<sup>5)</sup>

1) 新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科

2) 新潟県社会福祉士会

3) 社会福祉法人更生慈仁会

4) 新潟市地域包括支援センターあじかた

5) 新潟市地域包括支援センターしろね南

A Study on the Perspectives and Roles of Social Work for the  
Development of Community Support  
:Analysis of Their Interview of Certified Social Workers

Shino Kokubo<sup>1)</sup> Osamu Miura<sup>1)</sup> Lee jaeuk<sup>1)</sup> Takahiro Sato<sup>1)</sup>  
Daigoro Ebita<sup>1)</sup> Motoi Tasaki<sup>2)</sup> Ken Komata<sup>3)</sup> Yumiko Koyama<sup>4)</sup>  
Shiori Akiyama<sup>5)</sup>

- 1) Department of Social Welfare, Faculty of Welfare and Psychology, Niigata Seiryo University
- 2) Niigata Association of Certified Social Workers
- 3) Social Welfare Corporation Rehabilitation Jijiinkai
- 4) Niigata City Community General Support Centers Ajikata
- 5) Niigata City Community General Support Centers Shirone Minami

### キーワード

地域共生社会、社会福祉士、地域を基盤としたソーシャルワーク

### Key words

Harmonious Local community, Certified Social Workers, community-based social work

### I はじめに

地域共生社会<sup>1)</sup>の実現に向けて社会福祉法が改正され、その大きな柱として、地域住民の複合的な課題や狭間のニーズへの対応のために重層的支援体制整備事業<sup>2)</sup>が2021年度から始まった。対象者の属性にかかわらない相談支援事業、参加支援、地域づくりに向けた支援の3事業の一体的な実施にあたって、社会福祉士や精神保健福祉士の活用に努める

ことが参議院で付帯決議され、「ソーシャルワーク機能」<sup>3)</sup>に対する期待感が高まっている<sup>4)</sup>。また、2018年3月に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会から「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」(以下、報告書とする)が出され、地域共生社会の実現の推進や新たな福祉ニーズへの対応のためには「ソーシャルワーク機能」<sup>注1)</sup>の発揮が必要となる。それに対応するべく社会福祉士養成カリキュラ

ムが見直され<sup>5)</sup>、「ソーシャルワーク機能を学ぶ科目の再構築」や「ソーシャルワーク機能の実践能力を養う実習時間数の拡充」などが行われ、2021年度入学生から適用となった。

しかし、実習時間を増やし、複数分野での実習を経験するという新カリキュラムに基づいた養成教育だけで、制度横断的な課題への対応や必要な社会資源の開発といった役割を担える実践能力を身に付けたソーシャルワーカーを育成できるとは考えにくい。これについて、たとえば永田が全国社会福祉教育セミナー（2020）<sup>注2)</sup>における基調講演の中で、「属性別にとどまらない実習教育プログラムの開発（実習先や地域と協力した法人間ネットワークを活かした実習プログラムや地域を基盤に『人の動き』や『支援の流れ』を軸足とした実習プログラムなど）」、「卒後教育、学び直しの仕組み構築」、「養成課程の枠を超えた（カリキュラムに縛られない）ソーシャルワーカー『体験』の提供」が必要であると述べている。このように、地域のさまざまな立場や分野の関係者が連携・協働して学び合い、ソーシャルワーカーが活動できる場を創出していくこと、すなわち、地域レベルでの「教育と実践の一体的展開」がソーシャルワーカー養成教育の今日的課題となっている。そのため、職能団体、事業者団体、社会福祉協議会等との組織間連携・協働を基盤としたあらたな教育・研修体制を構築していくことが求められている。

そこで、本研究では、地域共生社会づくりを意図した取り組みのなかで、現任社会福祉士が担っている役割や課題を明らかにすることにより、これからソーシャルワーカー養成教育（卒後教育を含む）のあり方を検討する上で活用できる基礎資料を示すことが目的である。

## II 研究方法

### 1. 研究対象者と倫理的配慮

対象者の選定にあたっては、事前に職能団体であるA県社会福祉士会に問い合わせ、「包括的な相談支援体制」および「住民主体・地域課題解決体制」の構築・維持において先進的な実践活動をしている事業所および社会福祉士について情報収集した結果、7人（社会福祉士会員個人）を調査対象とした。調査対象者には、社会福祉士会から氏名・連絡先の提供の許諾を得たのち研究代表者より連絡を行った。

インタビューの際には調査対象者に対し、研究目的、方法、得られたデータの匿名性等のプライバシーの保持と厳重管理、研究参加の自由意志等について、研究協力に対する心情的拘束に十分配慮しながら書面と口頭で説明し、研究協力の同意書に署名を得た。得られたデータは研究以外の目的に使用しないこと、途中でも辞退可能であることを約束した。また、分析結果の公表についての許可を得た。なお、本研究は、新潟青陵大学倫理審査委員会の審査を受け、承認を得て実施した（第148号）。

### 2. 調査内容と分析方法

インタビュー項目としては、①直面している地域福祉課題、②地域を基盤としたソーシャルワーク実践上の課題、③ソーシャルワーカー機能と役割遂行上の学習課題、④地域共生社会づくりに貢献できるソーシャルワーカー人材育成に向けた研修のあり方の4項目を設定した。

社会福祉士の活動実態という複雑な事象や、思いをありのままに記述し分析するために、質的記述的方法を用いた。得られたデータから逐語録を作成し、繰り返し読み込み、調査対象者が「社会福祉士としての自らの実践」についてどのように語り、受け止め、対応しているのかに留意しながら、意味のある文節

あるいは段落ごとに切片化し、コーディングして簡素なラベルをつけて、類似したラベルをまとめてサブカテゴリー、カテゴリーの生成・分類を繰り返した。分析の信頼性と妥当性を確保するために、社会福祉士としての実務経験のある共同研究者3名とのメンバーで合意が得られるまで繰り返し照合した。

### III 結果

#### 1. 研究対象者の属性

以下、表1に示すとおり、研究対象者の所属先は、社会福祉協議会2名、地域包括支援センター1名、居宅介護支援事業所・相談支援事業所1名、地域生活定着支援センター1名、障害者支援施設1名、医療機関1名であった。性別は、男性5名、女性2名であった。年代は、40歳代5名、50歳代2名であり、社会福祉士の経験年数は、10~15年が2名、15~20年が3名、20~30年が2名であった。保有資格は、7名全員が社会福祉士の他に介護支援専門員資格を有している。またその他、認定社会福祉士2名、精神保健福祉士2名、介護福祉士1名、教員免許状2名であった。現在従事している主な職種としては、施設長1名、センター長兼相談員1名、事業所の社会福祉士2名、生活支援コーディネーター1名、主任介護支援専門員1名と6名が相談援助業務を行っている。

#### 2. 分析結果

地域共生社会の実現に向けた社会福祉士のソーシャルワーク実践の展開に関する要素として得られたデータを分析した結果から、4つのカテゴリーに分類できた。カテゴリー・サブカテゴリー・代表的なラベルは表2に示した。以下、カテゴリーは【】、サブカテゴリーは<>、代表的なラベルは「」で示して説明する。

##### 1) 【直面しているミクロ領域の福祉課題】

社会福祉士が日々の業務の中で直面している福祉課題や個別ニーズに関する要素が抽出された。このカテゴリーは2つのサブカテゴリー—<支援困難ケースの増加><意識上の障壁・排他的傾向>から構成された。

<支援困難ケースの増加>は、「認知症による金銭管理」「自己決定ができない人の増加」「一人暮らしで認知症となり、その後の支援決定者不在」「若者の引きこもり」「外国籍の人へのコミュニケーションの取り方」「多問題家族」「生活困窮」「子どもの貧困」「ヤングケアラー」「高齢者の移動外出支援」など、社会福祉士がこれまで経験したことがない複合的な課題にどうやって支援していくべきなのか、どうアプローチすれば良いのか分からないケースの増加のことである。所属する施設や事業所の職員として、根拠を持った支援や対応ができず、「自分自身のソーシャルワーク実践に自信を持てない」「ジレンマ状態」

| 所属                   | 性別 | 年代   | 社会福祉士の経験年数 | 社会福祉士以外の保有資格             | 現在従事している主な職種    |
|----------------------|----|------|------------|--------------------------|-----------------|
| A氏 障害者支援施設           | 男性 | 50歳代 | 20~30年未満   | 介護支援専門員、教員、認定社会福祉士(障害分野) | 法人役員 障害者支援施設施設長 |
| B氏 社会福祉協議会           | 女性 | 50歳代 | 20~30年未満   | 介護支援専門員                  | 社会福祉協議会の社会福祉士   |
| C氏 地域生活定着支援センター      | 男性 | 40歳代 | 10~15年未満   | 介護支援専門員、介護福祉士            | センター長兼相談員       |
| D氏 社会福祉協議会           | 男性 | 40歳代 | 15~20年未満   | 介護支援専門員、精神保健福祉士          | 生活支援コーディネーター    |
| E氏 地域包括支援センター        | 男性 | 40歳代 | 15~20年未満   | 介護支援専門員                  | 包括支援センターの社会福祉士  |
| F氏 医療機関              | 男性 | 40歳代 | 15~20年未満   | 介護支援専門員、認定社会福祉士、精神保健福祉士  | 精神保健福祉士         |
| G氏 居宅介護支援事業所・相談支援事業所 | 女性 | 40歳代 | 10~15年未満   | 介護支援専門員、教員               | 主任介護支援専門員       |

表1 対象者の概要

に置かれ、「手探り状態」のなかで支援を行っている現状がうかがえる。<意識上の障壁・排他的傾向>では、「施設に入れれば良い」「子が引き取れば良いのに」など「認知症や障害を持った人に対する排他的傾向が強い」や「昔に比べて差別意識や偏見とか無関心など負の感情が強まっていて」「つながりが弱まっている」など意識上の障壁を含む人間関係の希薄化が、支援を展開していく上での阻害要因になっていると現任社会福祉士は認識していた。

## 2) 【福祉課題の解決に向けた日々の業務】

社会福祉士の活動基盤である地域社会の実情や課題に関する要素が抽出された。このカテゴリーは3つのサブカテゴリー<社会構造（社会のひずみ）に起因する問題の顕在化><地域福祉力の低下><地域福祉課題の解決に向けた所属先職員としての活動>から構成された。

「家族の縮小による家族機能の低下」や「生活スタイルが多様になってきていることに伴って、生きづらさを抱えた方が増えてきた」とこと、「(生きづらさを抱えた人を)支えるための福祉、医療、教育、情報、収入などあらゆる面で格差が大きくなってきた」ことにより「社会資源の利活用にも格差が拡大」しているなど<社会構造（社会のひずみ）に起因する問題が顕在化>し、「地域の中で孤立する人」や「制度の狭間に置かれる人」の増加を招いていた。そして「高齢化率が高く人口減少地域にて社会資源や福祉人材の乏しさが顕著」となり「(地域の中で孤立する人を)支え合う仕組みづくりが進まず」「地域で支援困難ケースを受け入れる体制がない」「福祉と司法」「福祉と医療」など「連携体制が弱い」など<地域福祉力の低下>が顕著になっているメゾ領域の福祉課題に対し、<地域福祉課題の解決に向けた所属先職員としての活動>として「触法障害者」「虐待ケースの

受け入れ」や「ワンストップサービスの実践」などの個別支援事例を活用し「地域関係機関と事例研究を行う『地域連絡会』の開催」をする。社会福祉士会をつうじて「ネットワークの構築・強化」を図るなどの活動、「地域（地方検察庁、弁護士、警察、福祉・医療関係者）に対して啓発のための研修等を実施」や地域コミュニティを単位とした、福祉課題を検討し実践活動をする委員会（住民主体）の設置、仕組みづくりを行う等、福祉に限らず、交通インフラの整備や拡充を目指すために「関係機関（省庁含む）連携会議の実施」などの活動を行っていた。

## 3) 【地域支援に向けた社会福祉士としての役割と役割遂行上の課題】

地域支援に向けて、特に重要視しているソーシャルワーク機能と役割遂行上の課題に関する要素が抽出された。このカテゴリーは7つのサブカテゴリー<価値基盤><アウトリーチ><地域アセスメントと情報の集約と共有><組織間連携の強化><専門性の向上と能力獲得の必要性><人材育成の課題>から構成された。

ソーシャルワーカーの倫理綱領における行動規範や社会的包摶を<価値基盤>とし、「以前、在宅介護支援センターが行っていたような高齢者の実態把握調査のようなことをやつたり」「地域に出向き住民と話をする機会を多く作る」など<アウトリーチ活動>をするようになったことで、「社会情勢の変化に伴う社会福祉の動向と地域の福祉課題の把握」がしやすくなった。そして、「さまざまな団体や個人からの声を拾い集めマッチングさせる『歩く出会い系サイト（良い意味で）』を目指した」活動を行っていた。そのような活動をつうじて収集できた情報を「関係者で情報共有するためにカンファレンスを実施して家族支援の視点の確認」をしたり、「地域住民に対して正しい知識や情報を伝え、共有す

る機会」を作ったりして、「個のニーズから地域課題を見つけ、それを発信していく」など<地域アセスメントと情報の集約と共有>を一体的に行うようになった。こうした活動の蓄積により、「対象者が高齢・障害・児童と分野横断的であり、保健・福祉・医療などの業種だけではなく、司法・警察など業種横断的な社会資源との関係形成の体制づくりが必要」という共通認識の形成につながり、「地域社会に貢献する社会福祉事業を柔軟に実施できる組織基盤と組織体制を整備」や「『つながる』場の提供と関係性づくりの後押し」など<組織間連携の強化>につながった。一方で、役割を遂行していく上で、「ミクロレベルでのアセスメント力」「個のニーズを感じさせている環境のアセスメント」「地域の歴史的背景など地域特性に関する知識」「組織経営に関する知識と技術」「環境の問題から地域課題を分析できるアセスメント力」や「権利擁護に関する知識」「相談援助（コミュニケーション・面接技術）の知識」「ネットワークスキル」「プレゼンテーションの技術」など専門性の向上と能力の獲得の必要性>を再確認していた。そして、「専門性に欠ける人」や「経験不足」、「制度執行官と揶揄されるように割り振られた業務をマニュアル的にしかできない人」「サービス調整ばかりで社会への働きかけができる専門職」や「自身の実践を言語化・可視化できない専門職」の存在、「今の教育内容では実践力の高い社会福祉士が育たない」「リフレクション（内省）を中心とした研修の機会はほとんどない」「職場内や地域でスーパービジョン体制が根付かない」など地域における<人材育成の課題>も顕在化してきた。

#### 4) 【地域を基盤としたソーシャルワーク実践力の高い人材育成の必要性】

社会福祉士として地域を基盤としたソーシャルワーク実践を展開する際に支障となる要

素が抽出された。このカテゴリーは4つのサブカテゴリー<地域福祉課題の解決に向けた社会福祉士としての実践の実際><課題解決に向けたシステム上の課題><地域性・社会情勢の問題><福祉人材育成の難しさ>から構成された。

社会福祉士は、ミクロ・メゾ領域の福祉課題の解決に向けて、「身寄りなしの人と看取りについて意思確認」や「成年後見制度の利用促進」など「個別事例をつうじて、司法と福祉の関係者双方の理解を促進する」ようにしたり、地域住民を対象として「認知症に関する正しい知識と理解」を目的に、「行政や地域住民らから依頼されたミニ講座や講師依頼などの仕事は積極的に引き受け」「地域住民の集う場への参加を継続」するなど啓発活動を行っていた。さらに、「職能団体として、行政との情報交換」を行ったり、「全国組織に属し、国に対して司法と福祉の連携が促進されるような要望書を出す」社会に対する働きかけを<地域福祉課題の解決に向けた社会福祉士としての実践の実際>として行っていた。同時に「行政機関を含む組織間ネットワークが機能しない状況」「地域社会のつながりの不足」「定年で仕事が辞められない雇用情勢」「高齢になっても働くなければ暮らしていけない社会の年金制度」「業務が多く課題解決に取り組む時間がない」「地域の福祉課題の普遍化が難しい」「自分ごととして主体的に取り組みに参加・協力する機運がない」のようなく課題解決に向けたシステム上の課題>や「地縁血縁の濃さ」「目立つ者は叩かれる」「すぐに噂話が広がる」「地域のリレーションシップの複雑さ」「本来は阻害要因も無く定期開催できていたが、現在はコロナウイルス感染防止のため参加者を収集できない」「他を理解する、または他を受け入れることに寛容になれない社会のありよう（子育て・教育・就労・そしてコロナ禍）」など<地域性・社会情勢の問題>により「地域にお

けるソーシャルワーク実践の困難さ」を実感していた。このようなソーシャルワーク実践上の困難を克服するための方法として、「地域住民力を高める」ことや「ソーシャルワーク専門職の専門性や能力の向上」が不可欠と考えていた。一方で、「実践力の高いソーシャルワーク専門職」や「キーパーソンが育たない」「制度や組織、立場を超えての支援に抵抗を感じている専門職がいる」「ボランティア活動の減少」「課題解決に向けた研修等を企画しても興味がある人しか参加しない」「地域づくりなどに関する研修は優先順位が低い」「地域のキーパーソンの発掘が難しい」「支える側の育成が追いつかない」「困っている人」がお互い様の気持ちを醸成できない」「助けられ上手になるという意識が乏しい」「『我がごと』として捉えられない」「認知症・障害・触法者などへの誤った認識をもつ人が多い」など<福祉人材育成の難しさ>のジレンマを抱えていた。

#### IV 考察

今回のインタビュー調査の対象者である社会福祉士は、地域共生社会づくりに向け、それぞれの職場で職種として担っている支援困難ケースへの対応を通して、地域のさまざまな相談を受け止め、自ら対応する、あるいは他機関に繋ぐなど、いわゆる「断らない相談支援」<sup>6)</sup>を意図した活動を行っていた。一方、参加支援や地域づくり支援など住民主体の問題解決体制の構築については、制約が多く、ソーシャルワーク機能を発揮できていない状況が明らかになった。これについては、本研究で明らかになった現任社会福祉士が日々のソーシャルワーク実践の中で感じている【地域支援に向けた社会福祉士としての役割と役割遂行上の課題】と【地域を基盤としたソーシャルワーク実践力の高い人材育成の必要性】という課題と関連して検討する必要があると考えた。すな

わち、ソーシャルワーク機能の発揮を阻害する要因として、地域支援の展開を困難にする社会福祉士を取り巻く環境上の諸問題や専門職制度・養成教育などが抱える構造的な問題が潜在化しているのではないかと考えた。そのため、まず、①参加支援や地域づくりなど地域を基盤としたソーシャルワークの展開が困難な理由として、社会福祉士を取り巻く環境の課題を検討する。そのうえで、②地域支援の実践事例を踏まえて、地域支援に貢献できる人材として社会福祉士が日々の業務の中で持つべき視点や担うべき役割について考えていくこととする。

##### 1. 社会福祉士を取り巻く環境の課題

参加支援や地域づくりなど地域を基盤としたソーシャルワークの展開を困難にする要因としては、「個別支援」と「地域支援」の切り分けが不明瞭であること、方法論の未確立、配分とバランスの難しさなどいくつか考えられる。最も大きな要因としては、勤務先の分野・種別によって、社会福祉士が地域福祉に関する業務を担当する機会と場が少ないという社会福祉士を取り巻く職場環境の課題があげられる。たとえば、公益社団法人社会福祉振興・試験センターが公表している社会福祉士が就労している分野に関する調査結果<sup>7)</sup>では、「高齢者福祉関係」(43.7%) が最も多く、次いで「障害者福祉関係」(17.3%)、「医療関係」(14.7%) と続き、「地域福祉関係」(7.4%) の分野で就労する社会福祉士はきわめて少なくなっている。また、所属している法人種別では、「社会福祉協議会以外の社会福祉法人」(35.6%) と「医療法人」(15.9%) が過半数を占め、地域福祉に関する業務を主に担当する「地方自治体」(13.3%) や「社会福祉協議会」(10.7%) は2割程度にとどまっている。このように、現状として多くの社会福祉士が縦割り制度に基づく「個別支援」を主な業務とする専門職として活動している

| カテゴリー                          | サブカテゴリー                  | ラベル   |
|--------------------------------|--------------------------|---|
| 直面しているミクロ領域の福祉課題               | 支援困難ケースの増加               | 認知症による金銭管理<br>自己決定ができない方の増加<br>一人暮らしで認知症となり、その後の支援決定者不在<br>若手の引きこもり<br>外縁の方へのコミュニケーションの取り方<br>多問題家族<br>生活困窮<br>子どもの貧困<br>パンクケアラー<br>高齢者の移動外出支援  |
| 福祉課題の解決に向けた日々の業務               | 意識上の障壁・排他的傾向             | 行動依存が強い<br>施設に入居は良い、子が引き取れば良いのに、など認知症や障害を持った方に対する排他的傾向が強い<br>つながらりの低さ<br>差別や偏見  |
|                                | 地域福祉力の低下                 | 地域における困難ケースの受け入れ体制（支援体制）が不十分な状況<br>支援不足<br>司法と福祉の連携不足<br>制度の狭間<br>地域の支え合いの仕組みづくり<br>高齢化率が高く人口減少地盤にて社会資源や福祉人材の乏しさが顕著   |
|                                | 社会構造（ひづみ）に起因する問題の顕在化     | 地域の中での孤立<br>家庭の縮小による家族機能の低下<br>多様化する生活スタイルに伴う、生きづらさを抱えた方の支援<br>福祉・医療・教育・情報、収入などあらゆる格差   |
|                                | 地域福祉課題の解決に向けた所属先職員としての活動 | 施設障害者の受け入れ<br>虐待ケースの受け入れ<br>ワシントップサービスの実践<br>所轄医療機関を活用して地域関係機関と事例研究を行う「地域連絡会」の隔月開催<br>会議などを通じて、ネットワークの構築を図っている<br>地域（地方検察官、弁護士、警察、福祉・医療関係者）に対して啓発のための研修等を実施している<br>地域コミュニティを単位とした、福祉課題を検討し実践活動をする委員会（住民主体）の設置、仕組みづくり<br>福島に限らず、交通インフラの整備や拡充を目指すために関係機関（省庁含む）連携会議の実施   |
|                                | 価値基盤                     | 倫理綱領<br>社会的包摶   |
|                                | アウトリーチ                   | 地域に向く<br>自分から積極的に取り組む   |
|                                | 地域アセスメントと情報の集約と共有        | 社会情勢の変化に伴う社会福祉の動向と地域の福祉課題の把握<br>様々な団体/個人からの声を拾い集めマッチングさせる『歩く出会い系サイト（良い意味で）』を目指す<br>関係者での情報共有のためにカンファレンス実施<br>地域住民に対して正しい知識や情報を伝え、共有<br>地域を熟知する方との情報交換・共有<br>個のニーズから地域課題を見つけ、それを発信していくたい   |
|                                | 組織間連携の強化                 | カンファレンスでの家族支援の視点の確認<br>対象者が高齢・障がい・児童と分野横断的であり、保健・福祉・医療などの業種だけではなく、司法・警察など業種横断的な社会資源との関係形成の体制づくりが必要<br>地域社会を貢献する社会企画事業を柔軟に実施できる組織基盤と組織体制を整備する<br>「つながる」場の提供と関係性づくりの後押し   |
| 地域支援に向けた社会福祉士としての役割と役割遂行上の課題   |                          | 個別支援の視点<br>実践モデル・アプローチ<br>自己覚知と他人理解<br>自己覚知の意識化<br>リフレクション<br>基本的人権に関わる事項<br>個のニーズを感じさせる環境のアセスメント<br>ミクロレベルでのアセスメント力<br>環境の問題から地域課題を分析できるアセスメント力<br>権利擁護に関する知識<br>相談援助の知識<br>コミュニケーション・面接技術<br>ソーシャルワーク実践の言語化<br>言語化や視覚化など伝える教き<br>社会の変化に適応できる柔軟性<br>認知症を含めた高齢者福祉分野全般の知識<br>地域支援に関する知識と技術<br>組織経営に関する知識と技術<br>ネットワークスキル<br>「連携」「つながる」ための具体的な方法<br>地域アセスメント<br>地域の歴史的背景など地域特性に関する知識<br>プレゼンテーション技術<br>スーパービジョンでの振り返り |
|                                | 専門性と能力の修得の必要性            | 権利擁護（特に高齢者）意識の向上のための取り組み<br>職能団体の組織力と発信力を活かし、人材育成の一助を担う（研修改革等）<br>地域での担任の発見   |
|                                | 人材育成の課題                  | 成年後見制度の啓発<br>身寄りなしの方と看取りについて意思確認<br>個別事例を通じた、司法と福祉の関係者双方の理解を促進<br>地域住民を対象に認知症に関する正しい知識と理解が深まるよう啓発<br>行政や地域住民らから依頼された仕事（ミニ講座や講師依頼など）は積極的に引き受け、地域住民の集う場への参加を継続<br>職能団体として、行政との情報交換<br>全国組織に亘り、国に対して、司法と福祉の連携が促進されるような要望書を出す   |
| 地域を基盤としたソーシャルワーク実践力の高い人材育成の必要性 |                          | 実践力の高いソーシャルワーク専門職の不足<br>制度や組織、立場を超えた支援に抵抗を感じている専門職<br>ボランティア活動の減少<br>課題解決に向けた研修等を企画しても興味がある方しか参加しない<br>地域づくりなどに関する研修は優先順位が低い<br>地域のキーサーパンの発掘が難しい<br>支える側の育成が追いつかない<br>「困っている人」がお互い様の気持ちを醸成できない<br>助けられ上手くなるという意識が乏しい<br>「我がこと」として捉えていただけない<br>認知症・障がい・触覚者などへの誤った認識  |
|                                | 課題解決に向けたシステム上の課題         | 行政機関を含む組織間ネットワーク機能しない状況<br>地域社会のつながりの不足<br>定年で仕事を辞められない雇用情勢<br>高齢になっても働かなれば暮らしていけない社会の年金制度<br>業務が多く課題解決に取り組む時間がない<br>地域の福祉課題の普遍化が難しく<br>自分ごととして主体的に取り組みに参加・協力する機運がない  |
| 地域性・社会情勢の問題                    |                          | 地縁血縁の疎さ<br>目立つ者は叩かれる<br>すぐに噂話がかかる<br>地域のリレーションシップの猥雑さ<br>本来は阻害要素も無く定期開催できていたが、現在はコロナウイルス感染防止のため参加者を参集できない<br>彼を理解する、または他を受け入れることに寛容になれない社会（子育て・教育・就労そしてコロナ禍など）  |

表2 地域共生社会の実現に向けた社会福祉士のソーシャルワーク実践の展開に関する要素

ことがわかる。別な言い方をするならば、「高齢者福祉」なら「高齢者」、「障害者福祉」なら「障害者」、「医療福祉」なら「患者」というように、個別支援の対象が明確であるのに対し、「地域福祉」は「地域」あるいは「地域住民全員」というように支援の対象がぼやけている。法人種別においても同様に、地域福祉の推進役である社会福祉協議会を除いて、縦割りの制度によるサービス提供を行っている機関への所属が多いことから、地域福祉関係の就労機会と場がきわめて少ないことが課題となっている。

このような課題に対し、地域における多様かつ複雑な課題、言いかえるならば、高齢、障害、児童、患者以外の残余的な社会的弱者が抱える問題を解決できるあらたな専門職として、コミュニティ・ソーシャルワーカーが制度化され、全国的に導入されている。しかしながら、個別支援と地域への働きかけ・アプローチなどの地域支援が同時にうまく機能している地域がある一方で、コミュニティ・ソーシャルワーカーが導入されていない地域や、導入されていてもうまく機能せず、コミュニティ・ソーシャルワーカー一人で複雑かつ多様な課題を抱えている地域もある。また、多くのコミュニティ・ソーシャルワーカーが市町村町社会福祉協議会を中心に配置されていることも地域を基盤としたソーシャルワーカーの拡充の阻害要因となっている。また、いうまでもなく、地域住民は地域福祉の主体であるが、その主役である地域住民側もさまざまな課題を抱えている。たとえば、担い手の高齢化・不足、参加者の減少、運営資金の不足、内容のマンネリ化などである。インフォーマルな社会資源としての自治体、町内会、コミュニティ協議会などの役員やメンバー、あるいは民生・児童委員、ボランティア団体など地域福祉の貴重な担い手には、負担がすでに過重になっている。このことから、参加支援や地域づくり支援においては、地域住民

が主体性を発揮できず、結果的に福祉の専門職に依存せざるを得なくなっている地域もある。この点について、菱沼が、「地域支援を展開していくためには、地域支援を業務として明確に位置づけ、行政施策としても支えていく体制を整えることが必要である」<sup>8)</sup>と指摘しているように、多くの社会福祉士が所属する「高齢者福祉関係」や「障害者福祉関係」の社会福祉法人においても、職員が参加支援や地域づくりなどの地域支援を通常業務として取り組めるような業務環境の改善が求められている。

## 2. 地域支援の展開に向けた社会福祉士の視点と役割

ここまで述べてきたような、社会福祉士を取り巻く業務環境の課題を踏まえ、今後、社会福祉士が地域支援を展開していく際に、求められる視点と役割について考えてみたい。

まず、日常生活圏域を活動範囲とする視点を持ち、地域課題を把握するという役割を遂行することである。「地域アセスメントや地域住民との連携に関する実践を促進させていくためには、人口2万人未満を参考値として地域担当制を採用し、それぞれの地域に社会福祉士を配置していくことが有効である」<sup>8)</sup>との指摘があるように、日常生活圏域を単位として地域の課題を把握しつつ、住民との信頼関係のもとで個別支援と地域支援を相互に関連づけながら推進していくことが求められる。また、アセスメントは同時に地域の強みを明らかにしていく過程であることが特に重要となる<sup>注3)</sup>。

次に、地域にある既存の社会資源を活用するという視点で、それらを有機的につなぐという役割である。地域づくりを推進するためには、「多角の視点と多様な考え方を持つ」ことが欠かせず、「地域にある既存の組織を活用する」という視点も地域福祉の向上につながっている意識を持つ必要がある。「社会

福祉士など福祉専門職は支援者」という考え方を転換し「地域住民から社会福祉士として自分には持っていない能力とスキル、アイデアなどといった力を借りるという発想が生まれ、要援護者の潜在的な力によって手助けしてもらうことでもできる」など、「地域にとって社会福祉士も社会資源の一つ」と捉えることが重要である。地域住民や当事者と福祉の専門職との協働関係（顔の見える関係）が形成され、相互の理解が深まっていくことで意識と行動の変化を促すことにつながっていくことが期待できる。さらに、こうした地域住民同士の人間関係の形成支援については、当事者の組織化を同時に展開していくことが重要となる。当事者により近い各分野で活動する社会福祉士は、当事者の組織化やつながりづくりに関する潜在的なニーズを発見しやすい立場にある。そして、社会福祉士が発見した当事者の組織化ニーズを地域ケア会議などの機能を活用し、「当事者の個別課題」を「地域で取り組まなければならない課題」へと変換を図るなど、地域住民と当事者とをつなぐ役割を担うことが重要となる<sup>注4)</sup>。

最後に、小さな実践から取り組んでみるという視点である。「地域共生社会」における「地域づくり」というと、「何か大層なことを始めなければならない」ように思えたり、地域づくりなどにおける圏域の広さや必要な要素の多様多彩な点の考慮から、誰かがやってくれるものと他力本願的に思うかもしれない。専門職の取組みの視点と役割は、地域の課題を発見し、誰と誰を、何をどこに適切につなげばよいかを考えながら、誰もが関心を持ちやすく、何よりも重要なことは「やって楽しそう、やってみたら楽しかった」という気持ちが双方に芽生えるような仕掛けをし、「われわれ意識」<sup>注5)</sup>を醸成することが重要となる<sup>注6)</sup>。最初は小さかった取り組みから始まり、地域住民や関係機関、地域の多様な社会資源が協働したことでつながりが拡大・促進され、

地域で継続していくことが必要な活動へと発展する。地域には、このような活動以外にも地域住民の思いを形にしていく材料はたくさんあるので、まずはどんな取り組みでも良いので、地域の色々な力を借りながら仕掛けづくりをすることが重要である。

## V 結論

本論文では、A県社会福祉士会に所属する会員7名に対するインタビュー調査から、地域支援の展開に向けた社会福祉士の課題を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた参加支援や地域づくり支援などを担う社会福祉士としての視点や役割について考えてきた。その結果、「日常生活圏域を活動範囲とするという視点を持ち、地域の課題を把握するという役割」、「地域にある既存の社会資源を活用するという視点で、それらを有機的につなぐという役割」、「小さな実践から取り組んでみるという視点を持ち、『われわれ意識』を醸成する役割」の重要性を主張した。

社会福祉士による地域支援の展開により、地域の中で「われわれ意識」が芽生えていくことが期待できる。このような地域社会における人間関係の構築は、「ケアする」「ケアされる」の二分された人間関係を超えた相互実現型自立<sup>注7)</sup>を中心的価値とする地域共生社会の創出に欠かすことのできないものであり、地域住民および当事者との「共同主体的関係性の再構築プロセスに参画する」<sup>9)</sup>ことが、これから社会福祉士に求められる大きな役割となる。そのため、「協働」と「対話」を援助志向性として持つ人材の育成が、これからソーシャルワーカー養成教育の目標となるだろう。

## VI 研究の限界と今後の課題

本研究は、A県社会福祉士会に所属する会

員7名という限られた条件下の対象者からの調査であるため、一般化することはできない。しかし、先進的な実践活動に取り組む調査対象者から社会福祉士による地域支援の展開を阻害する要因を踏まえ、これから社会福祉士の役割を検討できたことは、今後のソーシャルワーカー養成教育のあり方を考えいくことにつながるものであり、その基礎資料を得られたのは本研究の成果と考えられる。

今後の課題として、地域共生社会の実現に資するソーシャルワークの人材像を明らかにするとともにコンピテンシーモデルを開発することがあげられる。そのため、本研究で得られた成果をもとに、引き続き、養成校・職能団体・社会福祉法人・事業所との協働による調査研究を促進していき、卒後教育を含むソーシャルワークの教育と実践の一体的展開に寄与できるよう努めていきたい。

### 謝辞

コロナ禍にもかかわらず、本研究にご理解をいただき、インタビューにご協力いただきました皆様に深く感謝いたします。

なお、本研究は、2020年度新潟青陵大学共同研究費の助成を受けて行いました。

### 注

- 1) 同報告書では、ソーシャルワーク機能には、複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築と地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制の構築があることを指摘している。
- 2) ソーシャルワーカーの各専門職団体が、国の政策理念としての「地域共生社会の実現」をどのように捉え、実践しようとしているのか見解を聞き、これからソーシャルワーカーの養成と実践を考えていくため

の依拠すべき考え方を共有することを目的として、2020年11月に一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催でオンライン開催された。

3) 本論文の共同執筆者の秋山は、市町村社会福祉協議会でのコミュニティ・ソーシャルワーカーとして、身近な中学校区で地域にある課題を話し合う「地域住民や地域にある団体、企業等と福祉専門職での会議」と、中学校区での助け合いでは解決しないような問題については、区全体での制度の狭間にある課題に対しこれを検討する、「分野をまたいだ福祉専門職と地域住民での会議」に分けて重層的に実施すること、また、このような会議を通して、各地区にある福祉施設や相談機関と地域住民の小さな助け合い関係をいくつか作ることが出来た体験から、日常生活圏域を単位として地域の課題を把握することの重要性を強調している。

4) 本論文の共同執筆者の秋山は、介護負担に伴う心中事件のあった地域での「介護者のつどい」活動の体験を通じ、介護負担に伴う心中事件では、そこにかかる専門職や地域住民の声を聞き取り、介護事業所や地域包括支援センター、地域の関係者でプロジェクトチームを作り、介護者を支えるための活動を行った。チームで地域調査を行い、その結果から高齢者分野の福祉専門職からは、介護している当事者の声を代弁してもらい、より本人のニーズに合った活動の提案があがつた。さらに、実際の活動時は参加の呼び掛けや当事者のつながりに尽力した。地域住民は、当事者である地域でできる声かけや集いの場活動を立ち上げ、「介護」は身近で「我が事」の問題と捉えることができ、「われわれ意識」が芽生える意識を高めた。また、介護者同士で寄り添いあい相談しあう関係は、福祉の支援者にはできないものであり、そこで学びも

重要であった」と述べ、「当事者のつながりづくりや当事者の組織化」の重要性を指摘している。

- 5) 松端は、「共同体は、同質性・等質性に満たされた空間であり、そこには「われわれ意識（we-feeling）」、すなわち“私たち”という意識が必要となる。」と述べている<sup>10)</sup>。
- 6) 例えば、本学でも取り組んでいる「子ども食堂」の取り組みや地域の「ゴミ屋敷支援活動」が良い例であろう。子ども食堂は、全国に5000か所以上増えている（2021年現在）。地域住民の自主的な取り組みからはじまり、今は地域の大事な居場所として位置づけられている。現在は運営資金不足や安定的な運営が難しくなっている運営団体もあるものの、制度や規則に囚われずに柔軟な形で取り組まれている。ゴミ屋敷支援活動は、地域住民や関係機関といった地域のさまざまな社会資源を導入する必要はあるが、地域の状況にあわせて、可能なことを探し出して実践に結びづけられる活動である。これらの取り組みは、大掛かりで大変な実践活動に見えるが、それぞれの活動のきっかけは貧困家庭の子どもに食事や安心感を提供できる居場所や本人の健康および住民との関係回復、地域の住民の不満、不安解消を目的とした小さな取り組みからはじまっている。
- 7) 「人の手を借りないことが自立なのではなく、人の手を上手に借りてお互いによりよく生きる」という「相互実現（自己実現に留まらず相互によりよく生きる相互実現）」という概念が、自立生活の要件となるとしている。原田は、「相互実現的自立（interdependent）という新しい自立観」とし、「お互いの関係性を大切にして、みんなが自己実現できるような地域コミュニティを目指す」ことが、ケアリングコミュニティの基本であるとしている<sup>11)</sup>。

## 文献

- 1) 厚生労働省.「地域共生社会」の実現に向けて（平成29年2月7日）.<<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html>>.2021年6月11日.
- 2) 厚生労働省.社会福祉法の改正趣旨・改正概要(重層的支援体制整備事業について)(令和2年9月17日) <<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/35522/0917juusou.pdf>>.2021年6月11日.
- 3) 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会（第9回）.資料1（平成29年2月7日）<[https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000150799.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000150799.pdf)>.2021年7月8日.
- 4) 参議院厚生労働委員会.地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年6月4日）<[https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/201/f069\\_060401.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/201/f069_060401.pdf)>.2021年7月8日.
- 5) 厚生労働省.社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて（令和元年6月28日）.<[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index_00012.html)>.2021年4月29日.
- 6) 厚生労働省.地域共生社会推進検討会（第6回）.新たな事業の枠組みについて.資料1（令和元年10月15日）.<<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000562933.pdf>>.2021年7月8日.
- 7) 「平成27年度社会福祉士・介護福祉士就労状況調査結果」.公益財団法人社会福祉振興・試験センター<[http://www.sssc.or.jp/touroku/results/pdf/h27/results\\_sk\\_h27.pdf](http://www.sssc.or.jp/touroku/results/pdf/h27/results_sk_h27.pdf)>.2021年7月8日.
- 8) 菱沼幹男.福祉専門職による地域支援スキルの促進要因分析.社会福祉学. 2012; 53

- (2) : 32 - 43.
- 9) 竹森美穂.ソーシャルワーカーの現代的専門職像に関する一考察:「参加」への協働的志向.佛教大学大学院紀要 社会福祉学研究科編.2019; 47.
- 10) 松端克文. 共生社会創造におけるソーシャルワークの役割: 共生社会に向けての新しい地域福祉.上野谷加代子編. 86-87.京都市: ミネルヴァ書房; 2020.
- 11) 原田正樹.地域福祉の政策化とコミュニティソーシャルワーク: コミュニティソーシャルワークの新たな展開－理論と先進事例.日本地域福祉研究所監修. 59-60.東京都: 中央法規; 2019.

# 2020年度新潟青陵学会定例総会（書面開催）議事録

例年、年度末に定例総会を開催してきたが、  
本年度はコロナ禍の関連で会員が対面ないし  
ズームで参加可能な総会を設定することが困  
難となり、定例総会は書面での開催となった。

## 【議事】

- 1) 第一号議案2020年度事業報告
- 2) 第二号議案2021年度事業計画（案）
- 3) 第三号議案2021年度収支仮予算（案）

## 【配布資料】

- ・第一号議案2020年度事業報告書
- ・第二号議案2021年度事業計画（案）
- ・第三号議案2021年度収支仮予算書（案）
- ・第三号議案参考資料2020年度収支仮決算書  
(案)

## <審議内容の説明>

例年は定例総会の場で会員の議論を経て  
2020年度事業報告、2021年度事業計画、2021  
年度収支仮予算の審議、承認を行ったが、本  
年度は会員に議事及び配布資料を送付し、書  
面で議案の承認をはかった。

上記について、学内会員には電子メールに  
て、また学外会員には郵送にて2021年3月22  
日を期限として意見をもとめたが、特に異論  
はなく提案された議事は承認された。

以上

# 2020年度事業報告

2020年4月1日～2021年3月31日まで

## I 学術集会・講演会・講習会の実施

### 1. 新潟青陵学会

第13回学術集会は、「再考！いのちに寄りそう視点 -子ども虐待の予防と家族支援-」をテーマに、基調講演、ポスターーション、シンポジウムを開催予定であった。しかし、新型コロナウィルス感染症拡大のため、今年度の学術集会は「延期」となった。

次年度は、2021年11月6日（土）に開催する予定である。開催方法については、今後の新型コロナウィルス感染症拡大状況を見据えながら企画委員会で検討していく。

### 2. 研究報告会について

「コロナウィルス」拡散防止のため、zoom開催とし、3月下旬に開催予定。

## II 学会誌の編集・発行 研究・調査等の推進

2020年9月 第13巻第2号 掲載論文数  
4編（発行済み）

2021年3月 第14巻第1号 掲載論文数  
2編（発行予定）

研究・調査等の推進を、学会誌への投稿・掲載、及び新潟青陵大学機関リポジトリでの掲載論文の公開推進等を通じて、研究団体としての成果を社会へ還元した。

## III 学生会員に対する業務

新入生を対象とした学会オリエンテーションを実施し、学生会員に学会誌を配布し、学術集会・学会誌等への研究発表の場を提供した。卒業生に対して一般会員への移行を推進した。

## IV その他、本会の目的達成に必要な事業

学会ホームページにより、学術集会活動の情報提供を随時行った。

# 2021年度事業計画(案)

2021年4月1日～2022年3月31日まで

## I 学術集会・講演会・講習会の実施

1. 昨年度延期した第13回学術集会を2021年11月6日（土）に開催する。
  - 1) 研究者としての研鑽と研究成果の発表の場と参加者との相互交流の場を提供する。
  - 2) 卒業生との連携研究および情報提供の場とする。研究活動支援と学会活動情報を提供し、会員と卒業生の連携をすすめる。
2. 学位取得者等による研究報告会を開催し、研究者・専門職としての質の向上を図る。

## II 学会誌の編集・発行

1. 学会誌を年度内に2回（9月・3月）発行し、研究者としての研鑽と研究成果の発表の場を提供する。学会誌への投稿・掲載等を通じて、研究団体としての成果を社会へ還元する。
2. 学会誌投稿を目指す教員からの要望を把握し、より良い「学会誌投稿および編集に関する規程」を維持するよう努める。

## III 学生会員に対する業務

1. 新入生を対象とした学会オリエンテーションを実施する。
2. 卒業生に対して一般会員への移行を推進する。
3. 学術集会・学会誌等への研究発表の場を提供する。

## IV その他、本会の目的達成に必要な事業

学会ホームページにより、学会活動の情報提供を隨時行う。

# 新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程

## (発行の目的)

第1条 新潟青陵学会会員がそれぞれの専門分野において学術的にさらに発展する基盤を獲得できるよう、「新潟青陵学会会則」第2条（目的）に則り、会員相互の指導・支援により会員が執筆する論文等を掲載発表することを目的として「新潟青陵学会誌」を発刊する。

## (発行の体裁)

第2条 発行各号の体裁はA4版とし、本文の体裁は10ポイント活字横2段組みとする。

## (掲載制限)

第3条 同一の号における掲載は、1人1編を原則とする。ただし、各号の全体の頁数が過大となる場合は、執筆者の承諾を得て2つ以上の号に分割掲載することがある。

## (原稿の種類および内容)

2 他誌に発表された原稿（投稿中および印刷中も含む）の投稿は認めない。

第4条 原稿の種類は、総説、原著、研究報告および資料とし、それぞれの内容は、次の各号のとおりとする。

一、総説 特定のテーマについて、総合的に学問的状況を概説したり考察したりしたもの

二、原著 独創的な知見が論理的に導かれている学術論文

三、研究報告 研究結果の意義が大きく、当該研究分野の進展に寄与すると認められるもの

（実践報告、事例報告、または、調査報告等を含む）

四、資料 前各号のいずれにも該当しないものの、資料的価値があると認められるもの

2 新潟青陵学会誌編集委員会（以下「編集委員会」という。）は、前項に規定する原稿とは別に、新潟青陵学会の事業に関する記事を掲載したり、会員に記事の投稿を求めたりすることができます。

## (投稿手続)

第5条 原稿は、次の各号により構成する。

一、和文要旨（資料をのぞく）・キーワード

二、英文要旨（資料をのぞく）・キーワード

三、本文（タイトル、文献、注、付記を含む）

四、図、表および写真

2 前項第二号に規定する英文要旨は、英語を母国語とする者、またはそれに準ずる語学力を有する者による校閲を受けるものとする。校閲に係る手続き等は、投稿者において行う。

3 研究等の実施にあたりいずれかの倫理審査委員会で審査を受けたかどうかを、カバーシートに記載し、該当する場合は承認を得た倫理審査委員会名および承認番号を記載する。倫理的配慮は本文の「方法」の項に記載する。

4 投稿者は、編集委員会において定める提出期限までに、次の各号の書類等を編集委員会において定める提出先に電磁的方法により提出する。

一、カバーシート（様式1） 1部

二、原稿 1部

三、投稿論文チェックリスト（様式2） 1部

四、誓約書および著作権譲渡同意書（様式3） 1部

- 5 前項第二号に規定する原稿には、投稿者の氏名を記載しない。
- 6 第4条第2項に規定する記事は、前号までの規程によらず、編集委員会において別に定めるところによるものとする。

(編集手続)

第6条 編集委員会における編集手続は、次の各号のとおりとする。

- 一、前条第2項の投稿手続を経た原稿は、学会事務局の定めた提出先に提出された日をもって提出日とする。ただし、提出期限を過ぎて到着した原稿は、いかなる理由があっても認めない。
- 二、編集委員長は、期限までに提出された原稿が本規定の第7条第3項および4項を遵守しているかどうか確認し、遵守されている原稿を受け付け、遵守されていない原稿については再提出を指示する。
- 三、編集委員会は、受け付けた原稿を審査に付し査読を査読者2名によるダブル・ブラインド制で行い、その採否を決定し、正式に受理する。
- 四、編集委員会は、受理した原稿の投稿者に対して原稿の修正および種類の変更を求めることができる。
- 五、原稿の受理通知を受けた投稿者は、編集委員会に対して、本文等の電磁的データを遅滞なく提出しなければならない。
- 六、原稿の掲載順等の編集に関する事項は、編集委員会が決定する。

(原稿の執筆)

第7条 原稿の執筆は、次の各号の要領によるものとする。

- 一、原稿は、和文または英文により、ワードプロセッサーを用いて作成する。
- 二、原稿（図、表および写真を除く。）の形式は、すべてA4版の用紙に、10ポイント横書きで印字するものとする。
- 三、一行の文字数は40字、一頁の行数は36行に設定して適切な行間を空けるものとする。文献・注・付記の書式もこれに準ずる。
- 四、原稿の本文、図、表および写真を合計したA4版用紙の枚数は、13枚以内とする。
- 五、原稿中の図、表および写真は、4分の1未満にあっては360字、4分の1以上2分の1未満にあっては720字、2分の1以上1頁未満にあっては1440字で換算するものとする。
- 六、見出番号の表記は、原則として次の様式に従う（全角英数字。「」は全角スペースを、「□」は文字を示す）。

I □□□□□ (章)

(1行アキ)

1. □□□□□ (節)

1) □□□□□ (項)

(1) □□□□□

① □□□□□

- 七、図、表および写真には、図1、表1、写真1のように通し番号をつけ、本文とは別に一括し、本文右欄外に、それぞれ挿入希望位置を朱書きで指定するものとする。なお、図および写真については、天地の別を明示することが望ましい。文字の修正・矢印の焼き込み等については、別に実費を徴収するものとする。

- 八、図および写真は、直接に製版可能な明瞭かつ鮮明なもの（電磁的データによるものが望ま

しい。) とし、モノクロ製版を原則とする。カラー製版を希望する場合は、モノクロ製版とした場合の差額分は投稿者の負担とする。

九、文献の記載は、原則「バンクーバー方式」に準じ、本文中に文献が引用された順に番号をつけ、その順に引用文献を記載する。本文中に2ヶ所以上で同じ文献を引用した場合は、最初につけた番号をそのまま後に引用した所につける。

- ① 文献の記載は、著者が6人までは全員、7人以上の場合は6人までを挙げ、7人以降は『他』とする。英文の場合は、『, et al』とする。記載方法は以下の例に従う。
- ② 文献の番号は、本文中の必要箇所右肩に<sup>1)</sup>, <sup>1-5)</sup>, <sup>1,3-5)</sup>のように、片括弧を付した算用数字を記入する。
- ③ 雑誌名に略語を用いてよい。その場合はすべての雑誌名に略語を使用する。
- ④ 文献の表記は、原則として次の様式に従う。

雑誌論文 著者名. 論文名. 雑誌名. 西暦年; 卷(号): 頁-頁.

- 1) 緒方泰子, 永野みどり, 福田敬, 橋本廸生. 病棟に勤務する看護職の就業継続意向と看護実践環境との関連. 日本公衆衛生雑誌. 2011; 58(6): 409-419.
- 2) Gottfried H, O'Reilly J, Nikolova M, Ghodsee K, Hobson B, Orloff AS, et al. Reregulating breadwinner models in socially conservative welfare systems: comparing Germany and Japan. Social Politics. 2002; 9(1): 29-59.

単行書 著者名. 書名. 編者名. 頁. 発行所所在地: 発行所名; 西暦年.

- 3) 秋山智久. 社会福祉専門職の研究. 103. 京都: ミネルヴァ書房; 2007.
- 4) Sen AK. Collective choice and social welfare. 201. Amsterdam: Elsevier; 2002.
- 5) Oleckno WA. 柳川洋, 萱場一生. しっかり学ぶ基礎からの疫学: basic learning and training. 135. 東京: 南山堂; 2004.

訳書 原著者名. 訳者名. 書名. 頁. 発行所所在地: 発行所名; 西暦年.

- 6) 厚生労働省. 平成24年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況.  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshō/iryouseido01/info03\\_h24.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshō/iryouseido01/info03_h24.html).

2014年8月31日.

十、注の記載は、本雑誌が複数の異なる学術分野を扱うため、執筆者が属する学術分野が主導する論文形式に則り、選択できるものとする。注の記載を選択した場合は、本文の最後（文献がある場合はその後）に引用順に一括する。

- ① 注の番号は、本文中の必要箇所右肩に注1), 注2)のように、片括弧を付し注を付けた算用数字を記入する。
- ② 注の記載内容および記載形式は、執筆者の属する学術分野が主導する論文形式に則る。

十一、付記の取扱いは、次の例による。

- ① 原稿の終わりに謝辞等の項を設けることができる。
- ② 当該研究が研究助成、試料提供、便宜供与などの経済的支援を得て行われた場合は、謝辞等にその旨を記載する。

十二、本誌ではダブル・ブラインド制による査読を採用するため、原稿には著者名・所属が同定されるような情報が含まれないようにする。

- ① 本文や参考文献の中で、著者が特定される箇所は伏せ字にするなどして、著者が推測され

にくいように配慮する。

② 謝辞や研究資金助成等の記載で著者が特定できる可能性がある場合は、投稿時点では行わ  
ず、採択後の完成原稿に記す。

③ 上記の配慮は著者の責任において行う。

十三、カバーシートには、次の内容を記載する。

① 論文の表題（和文および英文）

② 欄外見出し（和文および英文）

③ 著者名（和文およびローマ字）

④ 所属機関名

⑤ キーワード（和文および英文で5語以内）

⑥ 図、表および写真それぞれの枚数

⑦ 希望する原稿の種類

⑧ 実費負担による抜刷希望部数（無料分50部を除く）

⑨ 連絡者（第一執筆者であることが望ましい。）の氏名、住所、電話番号および電子メール  
アドレス

⑩ 英文校閲を証明するサイン

⑪ 倫理審査の必要性の有無

十四、要旨は、和文については400字程度、英文については200ワード程度で作成するものとする。

なお、原稿作成の際、本文の最後に字数およびワード数を明記する（例（396字）、（190 words））。  
(著者校正)

第8条 審査および査読後の最終原稿提出後の著者校正は、誤字及び脱字等の修正以外の加筆及  
び修正は認めないものとする。

(抜刷等)

第9条 掲載論文等1編につき抜刷50部を配付する。ただし、50部を超える分については執筆者  
がその費用を負担しなければならない。カラー製版等の特別な技術を必要とする場合も同様と  
する。

(著作権等)

第10条 本学会誌に掲載された論文等（以下「論文等」という。）の著作権は、新潟青陵学会に  
帰属する。

2 前項の著作権とは以下を指す。

一、コピーを作ることに関する権利として、「複製権」

二、コピーを使わずに公衆に伝えることに関する権利として、「上演権・演奏権」、「上映権」、「公  
衆送信権」、「公の伝達権」、「口述権」、「展示権」

三、コピーを使って公衆に伝えることに関する権利として、「譲渡権」、「貸与権」、「頒布権」

四、二次的著作物の創作・利用に関する権利としての「二次的著作物の創作権」、「二次的著作  
物の利用権」は含まない。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、学会役員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月19日から施行する。

附 則

この規程は、2019年11月3日から施行する。

附 則

この規程は、2021年2月8日から施行する。

## (様式 1)

## 新潟青陵学会誌(Journal of Niigata Seiryo Academic Society)投稿論文カバーシート

|   |   |                  |                               |
|---|---|------------------|-------------------------------|
| 論文番号(事務局にて記載)                             |   | 原稿受付月日(事務局にて記載)  | 20 年 月 日                      |
| 論文の表題                                     |   |                  |                               |
| Title                                     |   |                  |                               |
| 欄外見出し                                     |   |                  |                               |
| Running Title                             |   |                  |                               |
| 著者名<br>1.<br>2.<br>3.                     | 所属機関名 (大学の場合は学部学科まで記載してください)<br>1.<br>2.<br>3.  |                  |                               |
| Authors<br>1.<br>2.<br>3.                 | Affiliation<br>1.<br>2.<br>3.   |                  |                               |
| キーワード<br>(5語以内)                           |   |                  |                               |
| Keywords                                  |   |                  |                               |
| 原稿(本文)                                    | <input checked="" type="checkbox"/> 枚数( ) <input checked="" type="checkbox"/> 図の数( ) <input checked="" type="checkbox"/> 表の数( ) <input checked="" type="checkbox"/> 写真の数( ) |                  |                               |
| 原稿の種類                                     | <input checked="" type="checkbox"/> 総説( ) <input checked="" type="checkbox"/> 原著( ) <input checked="" type="checkbox"/> 研究報告( ) <input checked="" type="checkbox"/> 資料( )   |                  |                               |
| 抜刷希望数                                     | ( )部 ※無料分50部を除く。  |                  |                               |
| 連絡者<br>※第一執筆者であることが望ましい                   | (氏名)<br>(住所)<br>(電話番号)<br>(電子メール)   |                  |                               |
| 英文校閲 <sup>1)</sup><br>Revision of English | サイン(sign) ※校閲者による自署のこと。校閲を証明する書類の添付にかえることも可。  |                  |                               |
| 倫理審査                                      | <input type="checkbox"/> 審査済み   | 倫理審査委員会名<br>承認番号 | <input type="checkbox"/> 審査なし |

1)本文が日本語の論文は、校閲対象をTitle, Running Title, keywordsおよびAbstractとする。

(様式2)

## 投稿論文等チェックリスト

\* 投稿する前に原稿を点検確認し、原稿に添付して提出してください。下記の項目に従っていない場合は、投稿を受け付けないことがあります。

- 1. 原稿の内容は、他の出版物にすでに発表、あるいは投稿されていない。
- 2. 希望する原稿の種類と原稿枚数の規定を確認している。
- 3. 原稿は、A4判用紙に横書きで、1行40字、1ページ36行で印字している。
- 4. 原稿枚数は、本文、注記および図表等を含めて、投稿規程の制限範囲内である。
- 5. 図、表および写真は、1枚に1点を印刷し、それぞれ通し番号を付けている。
- 6. 見出番号の表記は、投稿および編集に関する規程に準じている。
- 7. 本文原稿右欄外に、図、表および写真の挿入希望位置を朱書きしている。
- 8. 文献の情報は、原典と相違ない。
- 9. 文献の記載は、投稿および編集に関する規程に準じている。
- 10. 和文要旨400字程度、英文要旨200ワード程度（希望する原稿の種類が「資料」の場合を除く）をつけている。
- 11. 英文要旨と和文要旨の内容は、一致している。
- 12. カバーシートに、次の項目を記載している。
  - ① 論文の表題（和文および英文）
  - ② 欄外見出し（和文および英文）
  - ③ 著者名（和文およびローマ字）
  - ④ 所属機関名
  - ⑤ キーワード（日本語および英文でそれぞれ5語以内）
  - ⑥ 図、表および写真それぞれの枚数
  - ⑦ 希望する原稿の種類
  - ⑧ 実費負担による抜刷希望部数（無料分50部を除く）
  - ⑨ 連絡者（第一執筆者であることが望ましい。）の氏名、住所、電話番号および電子メールアドレス
- 13. 次の書類等が、揃っている。
  - ① 原稿：1部
  - ② カバーシート：1部
  - ③ 投稿論文チェックリスト：1部
  - ④ 誓約書および著作権譲渡同意書：1部

以上

私は、新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程に基づき、上記項目を確認しました。

平成 年 月 日（第一執筆者氏名）

(様式3)

新潟青陵学会  
会長 木村 哲夫 様

年 月 日

【誓 約 書】

投稿論文は、その内容を他誌に掲載・投稿していないことを誓約致します。

【著作権譲渡同意書】

私は論文等を新潟青陵学会に提出するに際し、「新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程第10条 著作権等」に同意の上、その論文等にかかる著作権を本会に譲渡することに同意します。

また譲渡後、当該論文等が電子データベース「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部機関リポジトリ」に登録され、インターネットにより配信されることにも併せて同意します。

論文名：

論文種類： [総説 原著 研究報告 資料 その他]

著 者 著者全員、署名・捺印のこと

\*但し、自書の場合は捺印不要

|          |   |     |   |
|----------|---|-----|---|
| 1. (筆頭者) | 印 | 6.  | 印 |
| 2.       | 印 | 7.  | 印 |
| 3.       | 印 | 8.  | 印 |
| 4.       | 印 | 9.  | 印 |
| 5.       | 印 | 10. | 印 |

筆頭者氏名：

住所：

所属施設

\*用紙が不足する場合はコピーして使用してください。

# **CONTENTS**

## **Reports**

Analysis of syllabi with subjects on disaster social work at welfare universities  
Osamu Miura..... (1)

Meanings and Descriptions in the “Dementia Railroad Accident Trial”  
Daigoro Ebita..... (11)

## **Documents**

A Study on the Perspectives and Roles of Social Work for the Development of  
Community Support  
: Analysis of Their Interview of Certified Social Workers  
Shino Kokubo Osamu Miura Lee jaeuk  
Takahiro Sato Daigoro Ebita Motoi Tasaki  
Ken Komata Yumiko Koyama Shiori Akiyama..... (22)

# 2021年度 新潟青陵学会役員

会長 木村 哲夫

会長代行 渡邊 典子

理事 総務担当：平川 毅彦、佐藤 富貴子、菅原 陽心

広報・研究報告会担当：碓井 真史、佐々木 祐子

学会誌編集担当：真壁 あさみ、石田 道雄、内藤 守

監事 真壁 伍郎、栗林 克礼

事務 池宮 真由美、武藤 奈保

## 編集後記

皆様に新潟青陵学会誌第14巻第2号をお届けいたします。ご投稿いただいた皆様、査読の任を担っていただいた皆様ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中で、様々な困難に見舞われながらも地道に研究活動を続けられている方々に敬意を表したいと思います。また、この場をお借りしまして、日頃から感染症に翻弄されながらも医療活動・福祉活動に向き合っておられる多くの支援者の方々に感謝申し上げます。

先日、子育て支援施設で実習した学生の報告会がありました。子どもとの交流の初めには、笑顔が大事です。笑顔を自分に向ける大人は自分に対して好意的であり、ある程度安心してよいというサインになるからです。今回実習に行った学生のほとんどが、「1歳くら

いの小さい子は、それより大きい子よりも、実習生のマスクごしの笑顔によく反応してくれる」と言っていました。もし、そうだとしたら、コロナ時代に生まれた子どもたちは、限られた情報から、必要なものをつかみ取って、この時代を生きる術を学んでいるのだと、この話を感慨深く聞きました。新型コロナウイルスも進化しているけれど、私たちも進化していくける可能性を感じて、少し勇気をもらいました。

悲しい事、つらい事、悔しい事など多くありますが、この状況から学べることは学び、私たちも進化しながら生きやすい社会を作っていくための糧としたいと思いました。

真壁 あさみ

## 新潟青陵学会誌 第14巻第2号

2021年9月10日 印刷

2021年9月20日 発行（非売品）

発行者 〒951-8121 新潟青陵学会（会長 木村 哲夫）

新潟県新潟市中央区水道町1-5939

T E L 025(266)0127

F A X 025(267)0053

<http://www.n-seiryo.ac.jp/gakkai/>

印刷所 〒950-0134 新潟県新潟市江南区曙町3丁目14-20

野崎印刷株式会社

T E L 025(382)7115

F A X 025(382)7118

E-mail [info@nozaki-print.com](mailto:info@nozaki-print.com)

ISSN 1883-759X

Vol.14, No.2  
September 2021

JOURNAL OF  
NIIGATA SEIRYO  
ACADEMIC SOCIETY

NIIGATA SEIRYO ACADEMIC SOCIETY